

英文要旨

A copy of translation with notes of Chun-qiu Fan-lu bi-ren-qie-zhi, jiao-yu, qiu-yu, zhi-yu.

Tomotsugu SAKAMOTO

Miki ZAIKI

It is said that Chun-qiu Fan-lu(春秋繁露)was written by Don Chong-shu(董仲舒) in Han(漢)period.This Paper is a translation,annotation and consideration of Chun-qiu Fan-lu bi-ren-qie-zhi(必仁且智),jiao-yu(郊語),qiu-yu(求雨),zhi-yu(止雨).

キーワード

仁智 郊 求雨 止雨

『春秋繁露』訳注稿 必仁且智・郊語・求雨・止雨篇

坂本 具償
財木 美樹

凡例

- 一、本訳注は『春秋繁露』の「必仁且智第三十」「郊語第六十五」「求雨第七十四」「止雨第七十五」に対して訳注を施したものである。
- 二、本訳注は蘇輿の『春秋繁露義證』（宣統二年長沙刊本）を底本とし、原文と【校記】【書き下し文】【注】【現代語訳】から成り、内容によって適当な段落に区切ったものである。
- 三、各篇の冒頭には簡単な要旨を述べて読解の便に供した。
- 四、原文は極力底本の文字を用いるようにしたが、写植文字の制約により、原文とは異なる字体となった文字もある。
- 五、原文を改めた場合は、原本の文字は（ ）で示し、校訂及び増補した文字は「」で示す。その詳細は【校記】で述べる。
- 六、【書き下し文】は校訂・増補した原文に基づいて書き下した。
- 七、【書き下し文】では、脱文の字数が不明の場合は、……で示し、特定できる場合は□を一字として示す。
- 八、【現代語訳】では、補訳は（ ）で示し、補注は「」で示す。
- 九、校記及び注で言及する書名・人物は次の通りである。
 - ① 宋本 宋嘉定四年江右計臺刻本（『北京図書館古籍珍本叢刊』2所収）
 - ② 盧文昭 『春秋繁露』十七卷（『抱經堂叢書』所収）
 - ③ 凌曙 『春秋繁露注』十七卷 嘉慶二十年蜚雲閣凌氏叢書本
 - ④ 俞樾 『諸子平議』（『春在堂全書』所収）
 - ⑤ 劉師培 『春秋繁露輯補』（『劉申叔先生遺書』所収）

必仁且智第三十

前半は前篇の仁義法をうけて、仁と智の関係について述べ、つづけて仁・智とはどういふものかを説明する。後半は災と異の関係について述べる。天が災を下した際の君主の対応の仕方により、さらに異が下されて滅びるか、滅亡を免がれるかが決定するとする。前半の仁智の話とは直接つながらないことから、二端篇に移すべきだとする意見もある。

莫近於仁、莫急於智。不仁而有勇力材能、則狂而操利兵也。不智而〔有〕①辯慧瓌給、則迷而乘良馬也。故不仁不智而有材能、將以其材能、〔以〕②輔其邪〔狂〕〔枉〕③之心、而贊其僻違之行。適足以大其非、而甚其惡耳。其強足以覆過、其禦足以犯詐、其慧足以惑愚、其辨足以飾非、其堅足以斷辟、其嚴足以拒諫。此非無材能也、其施之不當、而處之不義也。有否心者、不可藉便執。其質愚者、不〔可〕④與利器。論之所謂不知人也者、恐不知別此等也。仁而不智、則愛而不別也。智而不仁、則知而不爲也。故仁者、所以愛人類也。智者、所以除其害也。

何謂仁。仁者憐恤愛人、謹翕不爭、好惡敦倫、無傷惡之心、無隱忌之志、無嫉妬之氣、無感愁之欲、無險詖之事、無辟違之行。故其心舒、其志平、其氣和、其欲節、其事易、其行道。故能平易和理而無爭也。如此者、謂之仁。何謂〔之〕智。〔智者〕先言而後當⑤。凡人欲舍行爲、皆以其智先規而後爲之。其規是者、其所爲得其所事、當其行、遂其名、榮其身。故利而無患、福及子孫、德加萬民。湯武、是也。其規非者、其所爲不得其所事、不當其行、

不遂其名、辱害及其身、絶世無（復）〔後〕⑥、殘類滅宗亡國。〔桀紂〕⑦、是也。故曰、莫急於智。

智者見禍福遠、其知利害蚤、物動而知其化、事興而知其歸、見始而知其終。言之而無敢諱、立之而不可廢、取之而不可舍、前後不相悖、終始有類、思之而有復、及之而不可厭。其言寡而足、約而喻、簡而達、省而具、少而不可益、多而不可損。其動中倫、其言當務。如是者、謂之智。

其大略之類、天地之物、有不常之變者。謂之異。小者謂之災。災常先至、而異乃隨之。災者天之譴也。異者天之威也。譴之而不知、乃畏之以威。詩云、畏天之威、殆此謂也。

凡災異之本、盡生於國家之失。國家之失乃始萌芽、而天出災害以譴告之。譴告之而不知變、乃見怪異以驚駭之。驚駭之尚不知畏恐、其殃咎乃至。以此見天意之仁而不欲陷人也。（謹案災異以見天意）⑧ 天意有欲也、有不欲也。所欲不欲者、人內以自省、宜有懲於心、外以觀其事、宜有驗於國。故見天意者之於災異也、畏之而不惡也、以為天欲振吾過救吾失、故以此報我也。

春秋之法、上變古易常、應是而有天災者、謂幸國。孔子曰、天之所幸、有為不善而屢極〔其罪〕⑨、楚莊王以天不見災、地不見孽、則禱之於山川、曰、天其將亡予邪。不說吾過、極吾罪也。以此觀之、天災之應過而至也、異之顯明可畏也。此乃天之所欲救也、春秋之所獨幸也、莊王所以禱而請也。聖主賢君尚樂受忠臣之諫、而況受天譴也。

【校記】

- ① 劉師培に從い、「有」字を補う。
- ② 「以」 盧文弨に從い、削除する。
- ③ 「狂」 惠棟・盧文弨に從い、「枉」に改める。
- ④ 『淮南子』主術訓に從い、「可」字を補う。
- ⑤ 「何謂之智先言而後當」 陶鴻慶に從い、「何謂智者先言而後當」に改

める。

- ⑥ 「復」 俞樾に從い、「後」に改める。
- ⑦ 俞樾に從い、「桀紂」の二字を補う。
- ⑧ 「謹案災異以見天意」 後人の旁注がまぎれこんだものだとする『校釋』に從い、削除する。
- ⑨ 蘇輿に從い、「其罪」の二字を補う。

【書き下し文】

必仁且智第三十

仁より近きは莫く①、智より急なるは莫し。不仁にして勇力材能有るは、則ち狂にして利兵を操るなり。不智にして辯慧猿給有るは、則ち迷にして良馬に乗ずるなり②。故に不仁不智にして材能有るは、將に其の材能を以て、其の邪枉の心を輔けて、其の僻違の行ひを贊けんとなす。適に以て其の非を大にして、其の惡を甚だしくするに足るのみ③。其の強は以て過ちを覆ふに足り、其の禦は以て詐を犯すに足り④、其の慧は以て愚を惑はすに足り、其の辨は以て非を飾るに足り、其の堅は以て辟を斷ずるに足り⑤、其の嚴は以て諫を拒むに足る。此れ材能無きに非ず、其れ之を施すこと不當、之に處ること不義なればなり。否心有る者は、便執に藉る可からず、其の質愚なる者は、利器に與る可からず⑥。『論』の所謂「人を知らざるなり」⑦とは、恐らく此の等を別つを知らざるなり。仁にして不智なれば、則ち愛すれども別たざるなり。智にして不仁なれば、則ち知れども爲さざるなり。故に仁なる者は、人類を愛する所以なり⑧。智なる者は、其の害を除く所以なり⑨。何をか仁と謂ふ。仁なる者は、憚怛として人を愛し⑩、謹翁として争はず⑪、好惡倫に敦く、傷惡の心無く⑫、隱忌の志無く、嫉妬の氣無く、感愁の欲無く、險詖の事無く、辟違の行ひ無し。故に其の心は舒、其の志は平、其の氣は和、其の欲は節、其の事は易、其の行ひは道。故に能く平易和理にし

て争ふ無きなり。此の如き者、之を仁と謂ふ。

何をか智と謂ふ。智なる者は、先に言ひて而る後に當る。凡そ人の欲舎行爲は、皆其の智を以て先づ規りて而る後に之を爲す⑬。其の規是なる者、其の爲す所は其の事とする所を得、其の行ひに當り、其の名を遂げ、其の身を榮ふ。故に利ありて患無く、福、子孫に及び、徳、萬民に加はる。湯武、是れなり。其の規非なる者、其の爲す所は其の事とする所を得ず、其の行ひに當らず、其の名を遂げず、辱害、其の身に及び、世を絶ち後無く、類を殘ひ宗を滅ぼし、國を亡ぼす。桀紂、是れなり。故に曰く、「智より急なるは莫し」と。

智なる者は、禍福の遠きを見、其れ利害の蚤きを知り、物動きて其の化を知り、事興りて其の歸を知り、始まりを見て其の終りを知る。之を言へども敢て謙しくする無く、之を立てども廢す可からず、之を取れども舍つ可からず。前後相悖らず、終始類有り、之を思ひて復る有り、之に及んで厭ふ可からず。其の言は寡にして足り、約にして諭、簡にして達し、省にして具はり、少なきも益す可からず、多きも損ふ可からず。其の動きは倫に中り、其の言は務に當る。是の如き者、之を智と謂ふ。

⑭其の大略の類、天地の物には、不常の變なる者有り。之を異と謂ふ。小なる者、之を災と謂ふ。災は常に先に至り、異は乃ち之に隨ふ。災は天の譴なり。異は天の威なり。之を謹して知らざれば、乃ち之を畏するに威を以てす。『詩』に「天の威を畏る」⑮と云ふは、殆んど此の謂ひなり。

凡そ災異の本は、盡く國家の失より生ず。國家の失、乃ち始めて萌芽するに、天、災害を出だして以て之を譴告す。之を譴告するも變を知らざれば、乃ち怪異を見はして以て之を驚駭す。之を驚駭するも尚ほ畏恐を知らざれば、其の殃咎乃ち至る。此を以て天意の仁にして人を陥いるるを欲せざるを見すなり⑯。天意は欲する有り、欲せざる有り。欲する所欲せざる所の者は、人内には以て自ら省し、宜しく心に懲有るべく、外には以て其の事を觀、宜しく國に驗有るべし。故に天意を見はす者の、災異に於るや、之を畏るるも惡

まず、以て天、吾が過ちを振ひて吾が失を救はんと欲するが故に此を以て我に報ずと爲すなり⑰。

『春秋』の法にては、上、古を變じて常を易へ、是に應じて天災有る者を、幸國と謂ふ⑱。孔子、「天の幸する所、有不善を爲さば、而ち屢しば其の罪を極む」⑲と曰ひ、楚の莊王、天、災を見さず、地、孽を見さざるを以て、則ち之を山川に禱りて、「天其れ將に予を亡ぼさんとするか。吾が過ちを説かず、吾が罪を極む」と曰ふ⑳。此を以て之を觀れば、天災は之れ過ちに應じて至るなり、異は之れ顯明にして畏る可きなり。此れ乃ち天の救はんと欲する所、『春秋』の獨り幸する所、莊王の禱りて請ふ所以なり。聖主賢君尚ほ忠臣の諫を受くるを樂しむ、而るに況んや天譴を受くるをや。

【注】

① 『淮南子』主術訓に、

凡そ人の性は、仁より貴きは莫く、智より急なるは莫し。仁以て質と爲し、智以て之を行ふ。(凡人の性、莫貴於仁、莫急於智。仁以爲質、智以行之)

とあり、この部分にはおそらく冒頭に「凡人の性」などの語が脱しているものと思われる。

② 『呂氏春秋』當務に、

辨にして論に當らず、信にして理に當らず、勇にして義に當らず、法にして務に當らざるは、惑にして驥に乗ずるなり、狂にして呉の干將を操つるなり。大いに天下を亂す者は、必ず此の四者なり。(辨而不當論、信而不當理、勇而不當義、法而不當務、惑而乘驥也、狂而操吳干將也。大亂天下者、必此四者也)

とあり、『淮南子』主術訓にも、

故に不仁にして勇力果敢有るは、則ち狂にして利劍を操り、不智にし

て辯慧猥給なるは、則ち驥に乗じて惑ふ。(故不仁而有勇力果敢、則狂而操利劍、不智而辯慧猥給、則(棄)(乘)驥而(不式)(惑))とある。

③ 蘇輿は、『荀子』儒效篇の、

故に人、師無く法無くして知ならば則ち必ず盜を爲し、勇ならば則ち必ず賊を爲し、能ならば則ち必ず亂を爲し、察すれば則ち必ず怪を爲し、辨ならば則ち必ず誕を爲す。(故人無師無法、而知則必爲盜、勇則必爲賊、云能則必爲亂、察則必爲怪、辨則必爲誕)を引き、「此と參證すべし」という。

④ 蘇輿は、『詩』に『強禦を畏れず』(大雅・烝民)と云ふ。此れに據れば則ち強と禦は別なり。禦は『人を禦ぐに口給を以てす』の『禦』と同じ。孔疏の『強梁禦善』も亦二字を以て分ち疏す」といい、『孔子家語』始誅篇の、

其の談説は以て褻よこしまを飾り衆をまもすに足る。其の強禦は以て是に返して獨立するに足る。(其談説足以飾褻まも衆。其強禦足以返是獨立)を引く。

⑤ 「斷辟」について、蘇輿は、『辟』は法なり。『斷辟』は法紀を破壊するを謂ふ」という。

⑥ 「利器」はするどい刃物のことで、国家権力や兵權などをたとえる。『淮南子』主術訓に、

故に野心有る者は、便勢を借す可からず。愚質有る者は、利器に與る可からず。(故有野心者、不可借便勢。有愚質者、不可與利器)とある。

⑦ 『論』は『論語』を指し、この語は『論語』堯曰の「不知言、無以知人也」(言を知らざれば、以て人を知る無きなり)にあたると思われる。

⑧ 『淮南子』主術訓に、
編あまねく萬物を知りて人道を知らざれば、智と謂ふ可からず。編あまねく羣生

を愛して人類を愛せざれば、仁と謂ふ可からず。仁者は其の類を愛するなり。智者は惑ふ可からざるなり。(編知萬物而不知人道、不可謂智。編愛羣生而不愛人類、不可謂仁。仁者愛其類也。智者不可惑也)

とあり、蘇輿はその一節を引いて、「案ずるに、類は界限を爲す所以なり。内外に就いて之を言へば、則ち族類の異有り。天地に就いて之を言へば、惟だ物類人類の異有り」という。

⑨ 蘇輿は、「仁を以て類を愛し、智を以て害を除く。除害も亦人を愛する所になり」という。

⑩ 「憺怛」について、蘇輿は、『禮記』表記の、
中心憺怛なるは、人を愛するの仁なり。(中心憺怛、愛人之仁也)

『白虎通』性情篇の、
仁者は忍びず、生を施し人を愛するなり。(仁者不忍也、施生愛人也)

『中庸』の、
肫肫たり其の仁。(肫肫其仁)

およびその鄭注の「肫肫は懇誠の貌」を引いて、「憺怛」は懇誠の意(ねんごろに)とする。

⑪ 蘇輿は、「翁は合なり。物を以て和するを謂ふ」という。

⑫ 蘇輿は、「仁者は好むこと有りて惡むこと無き能はず。但だ各おの其の正しきを得、偏僻する所無し、斯れ倫類に厚し」という。

⑬ 蘇輿は、「先に知り後に行ふ。故に程子、『未だ知る能はず、説甚ぞ行はれん』と曰ふ。然りと雖も、知る所に是有り非有り。故に又必ず先に辨別の功有り」という。

⑭ 「其大略之類」以下について、惠棟(『校釋』引)は『以下は另に一篇と爲す』といい、錢塘は「後の一段は疑ふらくは本、二端篇に在り。脱して此に在り」という。また蘇輿も二端篇の末において、「案ずるに、必仁且智篇の『其大略之類』の一段は此の篇の文と相類す」と指摘する。『校釋』は、この一段は仁・智と無関係であり、二端篇の錯簡であるとみて、二端篇に

移している。

⑮ 『詩』は『詩經』周頌・我將にみえる。

⑯ 蘇輿は、『漢書』董仲舒伝の對策の、

國家將に失道の敗有らんとして、天乃ち先に災害を出だして以て之を謹告す。自ら省するを知らざれば、又怪異を出だして以て之を警懼す。尚ほ變を知らざれば、傷敗乃ち至る。此を以て天心の仁、人君を愛して其の亂を止めんと欲するを見はずなり。(國家將有失道之敗、而天乃先出災害以謹告之。不知自省、又出怪異以警懼之。尚不知變、而傷敗乃至。以此見天心之仁愛人君而欲止其亂也)

『漢書』孔光伝の孔光の上疏の、

臣、師に聞きて曰く、天、王者を右たすけ與よす。故に災異數しば見はして、以て之を謹告し、其の改更を欲す。若し畏懼して、以て塞ぎ除きて、輕んじ忽にし簡あなだり誣いつはること有れば、則ち凶罰加へられ、其の至ること必ず可し。『詩』に、「之を敬し之を敬す。天維れ顯らかなり。命易からざるかな」と曰ひ、又、「天の威を畏れ、時に於て之を保んず」と曰ふ。皆懼れざる者は凶、之を懼るれば則ち吉なるを謂ふなり。(臣聞師曰、天右與王者。故災異數見、以謹告之、欲其改更。若不畏懼、有以塞除、而輕忽簡誣、則凶罰加焉、其至可必。詩曰、敬之敬之。天維顯思。命不易哉。又曰、畏天之威、於時保之。皆謂不懼者凶、懼之則吉也)

『後漢書』皇甫規伝の、

天の、王者に於るや、君の、臣に於る、父の、子に於るが如きなり。誠しむるに災妖を以てし、福祥に従はしむ。(天之於王者、如君之於臣、父之於子也。誠以災妖、使從福祥)

を引いて、「此と文義大いに同じ」という。また『白虎通』災變篇に、

災異とは何の謂ぞや。『春秋潛潭巴』に曰く、災の言は傷なり、事に隨ひて誅す。異の言は怪なり、先づ發して之を感動せしむるなり。(災

異者何謂也。春秋潛潭巴曰、災之言傷也、隨事而誅。異之言怪也、先發感動之也)

天の、災變有る所以は何ぞや。人君を謹告し、其の行ひを覺悟し、過ちを悔い徳を修め思慮を深くせしめんと欲する所以なり。(天所以有災變何。所以謹告人君、覺悟其行、欲令悔過修徳、深思慮)とある。

⑰ 「振」は救の意味。蘇輿は例として『史記』蒙恬伝の、

過ちは振ふ可くして、諫は覺る可し。(過可振而諫可覺)

『荀子』堯問篇の、

天、夫子をして寡人の過ちを振はしむ。(天使夫子振寡人之過也)を引く。

⑱ 「幸國」とは、天から災が下された時点で失政に気付き、以前の政治にもどした結果、滅亡を免れた国をいう。『春秋』宣公十五年「冬、蜚生」の『公羊傳』に、

蜚生ずるは書さず。此れ何を以て書す。之を幸すればなり。之を幸すとは何ぞや。猶ほ之を受く云爾と曰ふがごとし。之を受く云爾とは何ぞや。上、古を變へ常を易へ、是に應じて天災有り。其れ諸は則ち宜しく此に於て變ずべし。(蜚生不書。此何以書。幸之也。幸之者何。猶曰受之云爾。受之云爾者何。上變古易常、應是而有天災。其諸則宜於此焉變矣)

とあり、その何休注に、「言ふところは、宣公、此の天災饑の後に於て、能く過ちを受け、變じ寤る。明年、古に復し中を行ふ。冬、大いに年有り。其の功美、災無きより過ぐ。故に君子深く喜びて之を僥倖すと爲す」という。

⑲ 孔子の語の出処は不詳。

⑳ 楚の莊王の語は『說苑』君道篇にも見える。

楚の莊王、天、妖を見さず、地、孽を出ださざるを見て、則ち山川に

禱りて、『天其れ予を忘るるか』と曰ふ。此れ能く過りを天に求め、諫に逆らはず。安に危を忘れず。故に能く終りて霸功を成す。(楚莊王、見天不見妖、而地不出孽、則禱於山川曰、天其忘予歟。此能求過於天、不逆諫。安不忘危。故能終而成霸功焉)

また『論衡』謹告篇にも、

天神、人君を謹告するは、猶ほ人君、臣下を責怒するがごときなり。故に楚の莊王、「天、災異を下さず、天其れ予を忘るるか」と曰ふ。(天神謹告人君、猶人君責怒臣下也。故楚莊王曰、天不下災異、天其忘予乎)とある。

【現代語訳】

必仁且智第三十

(そもそも人の性のうちでは)仁より親しいものではなく、智より大事なものは無い。不仁なのに勇力や才能があるのは、正しい判断のできない人が刃物を扱うようなものである。無智なのに小賢しく口がうまいのは、目が見えない人が駿馬を駆るようなものである。だから不仁・無智なのに才能があるものは、その才能を駆使してよこしまな心を増長させ、誤った行いを助長しようとする。これはあやまりを大きくし、罪悪を重くするにすぎない。その(ような人の)強弁はあやまりをおおいかくすにたり、応対のうまさ詐欺を犯すにたり、悪賢しさは衆愚を惑わすにたり、口のうまさはあやまりを糊塗するにたり、頑固さは法律を破壊するにたり、きびしさは諫言を拒否するにたる。これらのものは才能がないわけではなく、才能の用い方・用いどころが間違っているのである。だから好からぬ心を抱くものに権勢を与えてはならず、愚鈍なものに権力を与えてはならない。『論語』に「人を知らざるなり」というのは、人にこのような区別があるのを知らないということである

う。仁ではあるが無智なものは、愛しはするけれども(愛さなければならぬもの)と愛さなくてもよいものとの)区別がつかない。智はあるが不仁なもの、(愛すること)知ってはいるが実際には愛さない。だから仁は人類を愛するためのものであり、智は害を除くためのものである。

どういうものを仁というのか。仁とは心をこめて人を愛し、人と仲良くして争わず、好き嫌いは人倫に出来ない、傷つけたり憎んだりする心もなく、心の中でねたむ志もなく、嫉妬の気持ちもなく、感じたり愁えたりする欲もなく、よこしまな事もなく、道理にそむく行いもない。だから心はのびやか、志はおだやか、気持ちのはのびのびし、欲には節度があり、行う事は平易で、行いは道にかなう。だからおだやかで合理的で人と争うことはない。このようなものを仁というのである。

どういうものを智というのか。智とは行うことを先に予告し、その後実際に行動する。そもそも人の進退行動の決定は、最初に智を用いて計画を立て、それから行動をおこす。この計画が正しいものは、行動が結果としてあらわれ、行いが妥当であり、名声が上がり、身は栄える。だから利益がもたらされ、心配ごとはなく、福が子孫にまでおよび、徳が万民にまでゆきわたる。湯王や武王がそれである。計画が正しくないものは、行動が結果としてあらわれず、行いが妥当ではなく、身に辱かしめを受け、子孫は断絶し、宗族は絶滅し、国を滅ぼす。桀王や紂王がそれである。だから「智より大事なものは無い」というのである。

智者は遠い将来の禍福を予見し、利害の早さがわかり、物が動いた時点でその変化がどうなるかがわかり、事が明らかになった時点でその帰結がわかり、始まりを見た時点でその結果がわかる。(智者が)言ったことに対して(他の人は)やかましく騒ぎたてることはできず、やりはじめたことに対して(他の人は)やめることはできず、採用したことに対して(他の人は)反対することはできない。(彼の行動は)最初と最後で矛盾することはなく、終始一貫しており、よく考えて繰り返し行い、繰り返し行ってもあきることはない。

彼の口数は少なくても充分であり、短くてもわかりやすく、省略されていても首尾をそなえ、言葉数は少なくても増やすことはできず、多くても減らすことはできない。行動は人倫にかなない、言葉は実務に有益である。このようなものを智というのである。

大まかな分類によると、天地の間に存在する万物の中には、尋常ではない変化をおこすことがあり、これを異という。異のうちの小さいものを災という。災は常に(異より)先に発生し、異はそれにしたがって発生する。災は天が下す譴責であり、異は天が示す威力である。(天が)譴責しても気がつかなければ、つづけて威力を示して畏怖させるのである。『詩』に「天の威力を畏れる」というのはおそらくこのことである。

そもそも災異の根本はすべて国家の過失から発生している。国家の過失がきざしはじめた時に、天は災害を下して譴告する。譴告しても異変に気がつかなければ、怪異をあらわして驚かす。驚かしても畏怖することがなければ、そこではじめて罪が下される。このことから天の意は仁であつて人をおとしいれようとは思っていないことがわかる。天の意には(天が)希望するものがあり、希望しないものがある。(天の)希望するものと希望しないものについては、内に対しては人はみづから反省し、心にいましめておかなければならず、外に対しては(おこる)事を観察し、国の政治に反映させなければならぬ。だから天の意をあらわした災異に対して、(人は)災異をおそれるが、(災異を下した)天をにくむことはなく、天は私の過失を救おうと思つて災異を下して私に知らせてくれたのだと考えるのである。

『春秋』の書き方によれば、為政者が古い制度や通常のやり方を変えた結果、それに応じて天の災異が下された国を「幸国」と呼ぶ。孔子は「天が幸を与えた国がふたたび不善をはたらけば、しばしば厳格に罪を下す」といい、楚の荘王は天が災をあらわさず、地が災いをあらわさないことから、山川に祈りを捧げて「天は私を滅ぼそうとしているのか。私の誤りを指摘してくれず、厳格に私に罪を下す」という。以上のことから考えると、天の災はあや

まりに応じて下され、天の異ははつきりしていて畏怖すべきものである。これが天が人を救おうとして災を下す理由であり、『春秋』が(宣公だけを天から)幸を与えられたものとした理由であり、荘王が天に祈つて願つた理由である。聖主や賢君は忠臣の諫言を受けることを楽しみにする。ましてや天の譴責を受けることはなおさらである。

郊語第六十五

本篇は、宋本では「此聖人故」で文章が中断しており、「故古之聖王」以下は本来は郊祭篇にあつた文章であり、錢塘の説によつてここに移されたものである。異なる場所のふたつの文をつないだことにより、文意が通じにくくなつてゐる。前半は十の畏敬すべきものをあげ、続けて孔子が畏敬すべきものとしてあげた天命・大人・聖人の言の三つがなぜ畏敬すべきものであるかを論証する。後半は毎年天に対する郊祭を行った周と郊祭を行わなかつた秦を比較し、秦が長続きしなかつたのは天に対する祭祀を行わなかつたためであるとす。

人之言、醜去煙、鷓羽去昧、慈石取鐵、(頸)(頰)①金取火、蠶珥絲於室、而絃絶於堂、禾實於野、而粟缺於倉、蕪蕘生於燕、橘枳死於荊。此十物者、皆奇而可怪、非人所意也。夫非人所意而然、既已有之矣。或者吉凶禍福利不利之所從生、無有奇怪、非人所意、如是者乎。此(等)②可畏也。

孔子曰、君子有三畏。畏天命、畏大人、畏聖人之言。彼豈無傷害於人、如孔子徒畏之哉。以此見、天之不可不畏敬、猶主上之不可不謹事。不謹事主、其禍來至顯。不畏敬天、其殃來至闇。闇者不見其端、若自然也。故曰、堂堂如天殃。言不必立校、默而無聲、潛而無形也。由是觀之、天殃與主罰、所以別者、闇與顯耳。(不)③然其來速人、殆無以異。孔子同之、俱言可畏也。天

地神明之心、與人事成敗之眞、固莫之能見也。唯聖人能見之。聖人者見人之所不見者也。故聖人之言、亦可畏也。

奈何如廢郊禮。郊禮者〔聖〕④人所最甚重也。廢聖人所最甚重、而吉凶利害在於冥冥不可得見之中、雖已多受其病、何從知之。故曰、問聖人者、問其所爲、而無問其所以爲也。問其所以爲、終弗能見、不如勿問。問〔其所〕⑤爲而爲之、所不爲而勿爲。是與聖人同實也。何過之有。詩云、不騫不忘、率由舊章。舊章者、先聖人之故文章也。率由〔各〕〔者〕、有〔修〕〔循〕從之也⑥。此言先聖人之故文章者、雖不能深見而詳知其則、猶不〔知〕〔失〕⑦其美譽之功矣。今郊事天之義、此聖人故〔……〕⑧。

故古之聖王、文章之最重者也。前世王莫不從重、粟精奉之、以事上天。至於秦而獨闕然廢之。一何不率由舊章之大甚也。天者百神之大君也。事天不備、雖百神猶無益也。何以言其然也。〔不〕祭〔天神〕而〔祭〕地神者⑨、春秋譏之、孔子曰、獲罪於天、無所禱也。是其法也。故未見秦國致天福如周國也。詩〔云〕〔曰〕⑩、唯此文王、小心翼翼、昭事上帝、允懷多福。多福者非謂人〔也〕〔之〕⑪事功也、謂天之所福也。傳曰、周國子多賢、蕃殖至於駢孕男者四、四產而得八男。皆君子俊雄也。此天之所以興周國也、非周國之所能爲也。今秦與周、俱得爲天子、而所以事天者異。於周以郊爲百神始、始入歲首、必以正月上辛日、先享天、乃敢〔於〕〔爲〕⑫地。先貴之義也。夫歲先之、與歲弗行也、相去遠矣。天〔下〕〔不〕⑬福若、無可怪者。然所以久弗行者、非灼灼見其當、而故弗行也、典禮之官、常嫌疑莫能昭昭明其當也。今〔切〕〔竊〕⑭以爲、其當與不當、可內反於心而定也。堯謂舜曰、天之歷數在爾躬。言察身以知天也。今身有子、孰不欲其有子禮也。聖人正名、名不虛生。天子者則天之子也。以身度天、獨何爲不欲其子之有子禮也。今爲其天子、而闕然無祭於天、天何必善之。

所聞曰、天下和平、則災害不生。今災害生、見天下未和平也。天下所未和平者、天子之教化不行也。詩曰、有覺德行、四國順之。覺者著也。王者有明著之德行於世、則四方莫不響應、風化善於彼矣。故曰、悦于慶賞、嚴于刑罰、

疾于法令。

【校記】

- ① 「頸」 孫詒讓に從い、「頰」に改める。
- ② 「等」 衍字と見る蘇輿に從い、削除する。
- ③ 「不」 衍字と見る蘇輿に從い、削除する。
- ④ 蘇輿・劉師培に從い、「聖」字を補う。
- ⑤ 兪樾に從い、「其所」の二字を補う。
- ⑥ 「率由各修從之也」 兪樾に從い、「率由者有循從之也」に改める。(注⑬参照)
- ⑦ 「知」 錢塘(盧校引)に從い、「失」に改める。
- ⑧ 宋本に從い、以下に脱文があるとみる。
- ⑨ 「祭而地神者」 兪樾に從い、「不祭天神而祭地神者」に改める。
- ⑩ 「云」 宋本に從い、「曰」に改める。
- ⑪ 「也」 蘇輿に從い、「之」に改める。
- ⑫ 「於」 蘇輿に從い、「爲」に改める。
- ⑬ 「下」 陶鴻慶に從い、「不」に改める。
- ⑭ 「切」 宋本に從い、「竊」に改める。

【書き下し文】

郊語第六十五①

人の言ふ、醜、煙を去る②、鷓羽、眯を去る③、慈石、鐵を取る④、積金、火を取る⑤、蠶、絲を室に珥き、絃、堂に絶つ⑥、禾、野に實り、粟、倉に缺く⑦、蕪、燕に生ず、橘、積、荊に死す⑧。此の十物は、皆奇にして怪しむ可し⑨、人の意とする所に非ざるなり。夫れ人の意とする所に非ずして然

るは、既に已に之れ有り。或いは吉凶禍福利不利の従りて生ずる所は、奇怪有る無きも、人の意とする所に非ざること、是の如き者か。此れ畏る可きなり。

孔子、「君子に三畏有り。天命を畏れ、大人を畏れ、聖人の言を畏る」⑩と曰ふ。彼豈に人を傷害する無くして、孔子徒だ之を畏るるか。此を以て見れば、天の畏敬せざる可からざるは、猶ほ主上の、謹事せざる可からざるがごとし。主に謹事せざれば、其の禍の來ること至つて顯なり。天を畏敬せざれば、其の殃の來ること至つて闇なり。闇き者は其の端を見はさず、自ら然るが若くするなり⑪。故に曰く、堂堂として天の殃の如しと。必ずしも校を立てず、黙して聲無く、潜んで形無きを言ふなり。是に由りて之を觀れば、天の殃と主の罰と、別つ所以の者は、闇と顯のみ。然らば其の來りて人に逮ぶや、殆んど以て異なる無し。孔子之を同じくして、俱に畏る可しと言ふなり。天地神明の心と人事成敗の眞とは、固より之を能く見る莫きなり。唯だ聖人のみ能く之を見る。聖人なる者は人の見ざる所を見る者なり。故に聖人の言も亦畏る可きなり。

奈何にして郊禮を廢する。郊禮なる者は聖人の最も甚だ重んずる所なり。聖人の最も甚だ重んずる所を廢して、吉凶利害は冥冥として見るを得可からざるの中に在れば、已だ其の病を受くること多しと雖も、何に従りて之を知る。故に曰く、聖人に問ふとは、其の爲す所を問ひて、其の爲す所以を問ふ無きなり。其の爲す所以を問へば、終に見る能はず、問ふ勿きに如かず。其の爲す所を問ひて之を爲し、爲さざる所は而ち爲す勿れ。是れ聖人と實を同じくするなり。何の過ちか之れ有らん。『詩』に、「騫らず忘れず、舊章に率ひ由る」⑫と曰ふ。「舊章」とは先聖人の故き文章なり。「率ひ由る」とは、有之に循從するなり⑬。此に「先聖人の故き文章」と言ふは、深く見て詳らかに其の則を知る能はずと雖も、猶ほ其の美譽の功を失はず。今郊は天に事ふるの義、此聖人故……⑭。

⑮故に古の聖王は、文章の最も重んずる者なり。前世の王従りて重んぜざ

る莫く、栗精之を奉じ、以て上天に事ふ。秦に至りて獨り闕然として之を廢す。一に何ぞ舊章に率ひ由らざるの大甚だしきか⑯。天は百神の大君なり。天に事へて備はらざれば、百神と雖も猶ほ益無きなり⑰。何を以て其の然るを言ふか。天神を祭らずして地神を祭る者は、『春秋』之を譏り⑱、孔子は、「罪を天に獲れば、禱る所無きなり」⑲と曰ふ。是れ其の法なり。故に未だ秦國、天福を致すこと周國の如きを見ざるなり。『詩』に、「唯だ此れ文王、小心翼翼として、昭らかに上帝に事へ、允に多福を懷く」⑳と曰ふ。「多福」とは人の事功を謂ふに非ざるなり、天の福する所を謂ふなり。傳に曰く、「周國の子賢多し、蕃殖して男を駢孕する者四、四産して八男を得るに至る。皆君子の俊雄なり」㉑と。此れ天の、周國を興す所以なり、周國の能く爲す所に非ざるなり。今秦と周と、俱に天子と爲るを得るも、天に事ふる所以の者は異なる。周に於いては郊を以て百神の始めと爲し、始めて歳首に入るに、必ず正月上辛の日を以て、先づ天を享し、乃ち敢て地を爲す㉒。貴を先にするの義なり。夫れ歳に之を先にすると、歳に行はざると、相去ること遠し。天、若に福せざるは、怪しむ可き者無し。然れども久しく行はざる所以の者は、灼灼として其の當を見て、故に行はざるに非ず、典禮の官、常に嫌疑するも、能く昭昭として其の當を明らかにする莫ければなり。今竊かに以爲へらく、其の當ると當らざるとは、内、心に反りて定む可きなり。堯、舜に謂ひて、「天の歴數は爾の躬に在り」㉓と曰ふは、身を察して以て天を知るを言ふなり。今身に子有れば、孰か其の、子の禮有るを欲せざらんや。聖人名を正し、名は虚しくは生ぜず。天子なる者は則ち天の子なり。身を以て天を度れば、獨り何爲れぞ其の子の、子の禮有るを欲せざらんや。今其の天子と爲りて、闕然として天を祭る無ければ、天何ぞ必ずしも之を善しとせん㉔。聞く所に曰く、「天下和平ならば、則ち災害生ぜず」と。今災害生ずるは、天下未だ和平ならざるを見はずなり。天下未だ和平ならざる所の者は、天子の教化行はれざるなり。『詩』に、「覺なる德行有り、四國之に順ふ」㉕と曰ふ。「覺」は著なり。王者、世に明著の德行有らば、則ち四方響應せざる莫く、

風化して彼を善しとす。故に曰く、慶賞より悦び、刑罰より厳しく、法令より疾しと。

【注】

① 郊語以下五篇の関係について、錢塘は、「郊語の一篇は、當に四祭篇の後に次すべきに似たり。此の下の五篇は實は一篇なり」といい、黄震（『黄氏日鈔』卷五十七）は、「此の篇は天に事ふるの義を言ふ。缺文有り」という。また俞樾も、郊語・郊義・郊祭・郊祀の四篇は実は一篇であり、『崇文總目』の編目の数にあわせるために分割したとし、四篇を考定して復元を試みている（『諸子平議』卷二十六）。

② 「醞」字について、盧文弨は、「未だ詳らかならず」といい、孫詒讓は、『醞』は當に『醢』に作るべし。『墨子』備穴篇に『益ます醢を持す。客即し熏するときは以て目を救ふ』と。明らかに醢は烟を禦ぐ可し。故に以て熏穴を救ふ。『藝文類聚』、此を引きて亦『醞』に作れば、則ち唐宋已に誤る」といふ。蘇輿は、『類聚』八十、此の文を引きて、一本『醞』を『醢』に作る。形、『醢』と近し」といふ。それに対して『校釋』は、「孫・蘇の説はいづれも妥当ではない。『醢』は『醋』であり、烟を除去することはできない。『墨子』備穴篇にある『醢』は『醞』の簡写であり、『墨子』と『繁露』はいづれも『醞』に作る」といい、吳毓江校注の『醞』は蓋し一種の揮發し易きの酒類。故に下文に『目を以て醞上に臨む』と曰ふ。若し揮發し易からざれば、則ち目も醞上に臨むも、亦益無きに屬す」と、岑仲勉『墨子守城各篇簡注』の「案するに、酒精は水に比べて以て多く氣體を闢くるの説、或いは據る無きに非ず」を引き、「吳・岑の解する所は一説を備ふ可し」といふ。『醢』は酢、「醞」は酒のものであるが、どちらにしてもここはアルコールのような揮發性に富んだ薬品で、煙がしみた目を洗滌するのに用いられたものであろう。とりあえずものと「醞」のまま

にしておく。

③ 「眯」を、各本は「眯」に作る。宋本・大典本は「眯」に作り、凌曙・盧文弨・義證本はそれに従う。「眯」は細かいごみなどが目に入ることに、『莊子』天運に、

夫れ播糠目を眯せば、則ち天地四方位を易ふ。（夫播糠眯目、則天地四方易位矣）

『説文』に、

眯は、草、目の中に入るなり。（眯、草入目中也）

『字林』に、

物、目に入るを眯と爲す。（物入目爲眯）

とある。

④ 『呂氏春秋』精通に、

慈石、鐵を召すは、之を引く或ればなり。（慈石召鐵、或引之）

とあり、その高誘注に、「石は鐵の母なり。慈石有るを以ての故に能く其の子を引く。石の慈ならざる者は亦引く能はざるなり」といふ。また『淮南子』覽冥訓に、

若し慈石の能く鐵を連くを以てして、其の瓦を引くを求むるは、則ち難し。（若以慈石之能連鐵也、而求其引瓦、則難矣）

同説山訓に、

慈石能く鐵を引くも、其の銅に於けるに及んでは、則ち行はれざるなり。（慈石能引鐵、及其於銅、則不行也）

とある。

⑤ 劉師培は、「原注に『一は赝に作り、一は眞に作る』と云ふ。竊かに以ふに、『赝』に作るは是なり。『赝』は赤色と爲す。赤金は即ち銅なり。『華嚴經音義』一引の『淮南』許注に、『陽燧は五石の銅精、日を仰ぎて火を得』と云ふ。彼の説に據れば、則ち此の文の赝金は即ち銅燧なり」といい、「赝」字を是とする。『校釋』はこれを支持して、『赝』『頸』、形音相近

し、故に誤りて『頸』に作る」という。『淮南子』天文訓に、

陽燧、日を見れば、則ち燃やして火と爲す。(陽燧見日、則燃爲火)

とあり、その高誘注に、「陽燧は金なり。金杯の縁無き者を取りて、熟摩して熱せしめ、日中時を以て日の下に當て、艾を以て之を承くれば、則ち燃えて火を得るなり」という。

⑥ 「珥絲」は蚕が糸を吐き出すこと。『淮南子』天文訓に、

物類相動き、本標相應ず。故に陽燧日を見れば則ち燃やして火と爲し、

方諸月を見れば則ち津して水と爲す。虎嘯きて谷風至り、龍擧がりて

景雲屬し、麒麟鬪ひて日月食し、鯨魚死して彗星出で、蠶絲を珥きて

商弦絶ち、賁星墜ちて勃海決す。(物類相動、本標相應。故陽燧見日

則燃而爲火、方諸見月則津而爲水。虎嘯而谷風至、龍擧而景雲屬、麒

麟鬪而日月食、鯨魚死而彗星出、蠶珥絲而商弦絶、賁星墜而勃海決)

とあり、その高誘注に、「蠶老いて絲成る。中より外に徹し、之を視ること金精珥の如く、表裏見はる、故に珥絲と曰ふ。一に曰く、絲を口に弄ぶ、商音清く、絃補足して急なり。故に先に絶つなり」という。また同覽冥訓に、

夫れ物類の相應ずるは、玄妙深微にして、知も論ずる能はず、辯も解する能はず。故に東風至りて酒湛溢し、蠶絲を珥きて商弦絶つは、之に感ずる或ればなり。(夫物類之相應、玄妙深微、知不能論、辯不能解。故東風至而酒湛溢、蠶珥絲而商弦絶、或感之也)

とあり、その高誘注に、「老蠶、絲を口に上下す、故に珥と曰ふ。新絲出づ、故に絲脆し。商は五音に於て最も細くして急なり。故に絶つなり。珥或いは珥に作る。蠶老ゆるの時、身中に在りては正黄、外に達見すれば、珥の如し。商は西方の金音なり。蠶は午火なり。火壯なれば金困しみ、商に應ずるのみ。或いは新故相感ずる者か」という。また『易』乾九五の疏に、「造化の性、陶甄の器は、同類相感ずと爲すに非ず。亦異相感ずる者有り。慈石、針を引き、琥珀、芥を拾ひ、蠶、絲を吐き、商絃絶ち、銅山崩れて洛

鐘應ずるが若く、其の類煩だ多く、一一言ひ難きなり」とある。

⑦ 『呂氏春秋』博志に、

冬と夏と、兩つながら刑する能はず、草と稼と、兩つながら成る能はず、新穀熟して陳穀虧くるなり。(冬與夏不能兩刑、草與稼不能兩成、新穀熟而陳穀虧)

とある。

⑧ 『周禮』考工記に、

橘、淮を踰へて北にては枳と爲す。(橘踰淮而北爲枳)

『晏子春秋』内篇雜下に、

橘、淮南に生ずれば則ち橘と爲し、淮北に生ずれば則ち枳と爲す。葉徒相似るも、其の實味同じからず。然る所以の者は何ぞや。水土異なればなり。(橘生淮南則爲橘、生于淮北則爲枳。葉徒相似、其實味不同。所以然者何。水土異也)

『淮南子』原道訓に、

今夫れ樹を徙す者、其の陰陽の性を失へば、則ち枯槁せざる莫し。故に橘樹の江北にては則ち化して枳と爲る。(今夫徙樹者、失其陰陽之性、則莫不枯槁。故橘樹之江北則化而爲枳)とある。

⑨ 俞樾は、「上文には八物有りて十物無きなり。蓋し淺人誤りて、『蠶珥絲於室、而絃絶於堂、禾實於野、而粟缺於倉』を分ちて四事と爲すに由るのみ。其の誤り顯然たり、正さざる可からず」といい、「十」は「八」とすべきであるとする。ただ蘇輿は、「此は或いは脱文有らん。『淮南子』秦族訓に『蛟龍伏寢于淵、而卵割于陵、騰蛇雄鳴于上風、雌鳴于下風而化成形、精之至也』と云ひ、又天文訓に『日至而麋鹿解。月虚而魚腦流、麒麟鬪而日月食、鯨魚死而彗星出』と云ひ、『呂氏春秋』精通篇の『月望則蚌蛤實、羣陰盈、月晦則蚌蛤虚、羣陰虧。夫月形乎天、而羣陰化乎淵』の如きは、皆其の比なり」といい、脱文があると考えているので、ここではもとのま

まにしておく。

⑩ 「大人」について、凌曙は、鄭玄の「大人とは天子・諸侯の、政を爲す者を謂ふ」を引く。この孔子の語は『論語』季氏に見える。

⑪ 蘇輿は、「殃の來ること由有るも、其の端を知らざれば、則ち之に命ずること自然なるのみ」といい、『呂氏春秋』應同の、

禍福の自りて來る所、衆人以て命と爲す、安んぞ其の所を知らんや。

(禍福之所自來、衆人以爲命、安知其所)

を引く。

⑫ 『詩』は大雅・生民・假樂の一節である。

⑬ 兪樾は、『各』字は乃ち『者』字の誤り、『修』字は乃ち『循』字の誤りなり。『循』誤りて『脩』と爲り、因りて誤りて『修』と爲る。此は『詩』を引きて之を釋す。『舊章者、先聖人之故文章也。率由者、有循從之也』は、『有』は『又』と通ず。『循』字は『率』字の義を解し、『從』字は『由』字の義を解す。言ふところは、先聖人の故き文章を擧げて、又循ひて之に従ふ。是れ『舊章に率ひ由る』を謂ふなり」という。

⑭ 宋本の郊語篇では、「此聖人故」の下に小字で「云云」という注記があり、文がここで終わっており、下に脱文があることは明らかである。

⑮ 「故古之聖王」以下はもと郊祭篇にあつた文であり、義證本は錢塘の校訂に従いここに移している。蘇輿は「故古之聖王」の五字を衍字とみなして削除し、上と続けて「此聖人故文章之最重者也」とする。

⑯ 秦以後の郊禮の変遷について、凌曙は、『文獻通考』に『秦始皇既に天下を并せ、三年一郊す』とあり。按ずるに、秦始皇より三歳一郊の制有り。漢文位に在りて、始めて親ら雍時及び渭陽五帝に郊すること各おの一のみ。景帝は親ら郊せず。武帝の元光の後、常に三歳一郊す。昭帝は親ら郊せず。宣帝、神爵以前の十三年は親ら郊せず、以後間歳一郊す。元・成も之の如し。蓋し西京の郊祀、雍五時の若き、甘泉太乙の若き、皆方士祈福の説に出でて、古人報本の意有るに非ず。故に三代の禮制は、秦漢に至りて蕩然

たり。禮の大なる者は、郊より重きは莫し。漢は秦の弊を承けて、郊禮を廢す。董生の論、其の、漢を警すること深し」という。

⑰ 蘇輿は、「漢武、仙を求むるの故を以て、方士の言を用ひ、泰一及び三一、冥羊・馬行・赤星の諸祀有り。成帝の世に始めて議して之を罷む。王莽、諸神を祀りて、千七百所に至る。所謂百神益無き者か」という。

⑱ 『春秋』僖公三十年「夏、四月、四卜郊不從、乃免牲、猶三望」の『公羊傳』に、

何を以て書す。郊せずして望祭するを譏るなり。(何以書。譏不郊而望祭也)

とある。

⑲ 『論語』八佾に、

王孫賈問ひて曰く、其の、奥に媚びんよりは、寧ろ竈に媚びよとは、何の謂ひぞや。子曰く、然らず、罪を天に獲れば、禱る所無きなり。

(王孫賈問曰、與其媚於奥、寧媚於竈、何謂也。子曰、不然、獲罪於天、無所禱也)

とある。

⑳ 『詩』は大雅・文王・大明の一節。現行のテキストは「維此文王、小心翼翼。昭事上帝、聿懷多福」に作る。「允」に作るのは三家詩である。

㉑ 『論語』微子に、

周に八士有り。伯達、伯適、仲突、仲忽、叔夜、叔夏、季隨、季駟。(周有八士。伯達、伯適、仲突、仲忽、叔夜、叔夏、季隨、季駟)

とあり、その包咸注に、「周の時、四乳して八子を生む。皆顯士と爲る。故に之を記するのみ」とある。

㉒ 『繁露』郊祭にも、

是の故に天子は歳首に至る毎に、必ず先づ郊祭して以て天を享し、乃ち敢て地を爲し、子の禮を行ふなり。(是故天子每至歳首、必先郊祭以享天、乃敢爲地、行子禮也)

とある。

②③ 『論語』堯曰に、

堯曰く、咨、爾舜。天の曆數は爾の躬に在り。允に其の中を執れ。(堯曰、咨、爾舜。天之曆數在爾躬。允執其中)とある。

②④ 兪樾は、「按ずるに、郊語・郊義・郊祭・郊祀の四篇は實は止だ一篇のみ。

殆ど後人取りて『崇文總目』の八十二篇の數に足さんと欲するに由りて、意を以て妄りに之を分つのみ。其の文錯亂多く、盧注訂正已だ多し。上文の『今郊事天之義、此聖人故』以下、文脱す、當に『此古聖人文章之最重者也』と云ふべし。盧、郊祭篇の『故古之聖王故文章之最重者也』を以て之に接し、文氣一貫す。是に於て篇首より此に至りて、文始めて讀む可し。然れども此の『天何必善之』の下に、『所聞曰天下和平』云云に接するに至りて、仍ほ脱誤有り。今、其の文を考定し、四篇を合して一と爲す。之を録すること下の如し」といつて、復元した文章を載せる(『諸子平議』卷二十六)。また錢塘が『所聞曰』云云は、郊を論ずるの文に非ざるに似たり」というのに従い、「所聞曰」以下を一段とする。譚獻(『校釋』引)は「所聞曰」以下の一節を削去し、張宗祥『董子改編』は佚文に分類している。

②⑤ 『詩』は大雅・蕩・抑の一節。

【現代語訳】

郊語第六十五

人はいう、醜が煙を除去すること、トビの羽が目に入ったごみを取り除くこと、磁石が鉄をひきつけること、赤銅の鏡が火をおこすこと、蚕が蚕室で糸を吐きだすと、琴の商の弦が堂で絶ち切れること、稲が水田で実る頃には粟米が倉庫で不足すること、かぶらが(北の)燕の地で生長すること、橘枳

が(南の)荊の地で枯れること。以上の十の事柄はいづれも奇怪で人を驚かすことであり、人の考えが及ばないことである。そもそも人の考えが及ばないことであるのにそれが起るといふことは、昔から現実に存在する。吉凶・禍福・利不利が起る原因には別に驚くべきことはないが、人の考えが及ばないという点では、さきあげた十の事柄の場合と同じではないか。これは畏敬すべきことである。

孔子は「君子には三つの畏敬すべきものがある。天命を畏敬し、大人を畏敬し、聖人の言葉を畏敬する」といふ。この三つは人を傷つけることではないのに、どうして孔子はこれらを畏敬するのか。このことからわかるように、天が畏敬しなければならぬ存在であることは、君主が心をつくして仕えなければならぬ存在であるのと同じである。(臣下が)君主に心をつくして仕えなければ、(それに対する)災いははっきりと目に見える形で臣下に降りかかる。(君主が)天を畏敬しなければ、(それに対する)災いは目に見えない形で君主に降りかかる。目に見えない形の災いは、その端緒をはっきりとはあらわさず、自然にそうなったかのようにその人に降りかかる。だから「堂々としていて天が下す災いのようにみえる」というのである。これは災いがかならずしも前兆をあらわさず、声も立てず、姿もみせず降りかかるということである。以上のことから考えると、天が下す災いと君主が下す刑罰との違いは、目に見える形で降りかかるか、目に見えない形で降りかかるかの違いにすぎない。それならば(災いと刑罰が)下されて人の身に降りかかるという点ではまったく違いはない。孔子はこのふたつを同じことだとみなして、いづれも畏敬すべきであると言ったのである。さらに天地の神明な心の奥底と、人事の成功と失敗の真の原因は、本来うかがい知ることではない。しかし聖人だけはそれをうかがい知ることができる。聖人というものは普通の人が見ることで見えないものを見ることができ存在である。だから聖人の言葉もやはり畏敬しなければならぬのである。

どうして郊の礼を廃止するのか。郊の礼は聖人がもつとも重要視するもの

である。聖人がもつとも重要視する郊の礼を廃止したうえに、吉凶・利害がまっくらで見ることのできない中に存在するのであれば、その弊害を頻りにこうむったとしても、どうやってそれを知ればよいのか。だからつぎのように、聖人にたずねるとは、なにを行うかをたずねることであり、どうしてそれを行うかという理由をたずねるのではない。行う理由をたずねても結局は（聖人の深慮は普通の人には）理解できないのであるから、（それならばむしろ）たずねないほうがよい。なにを行うかをたずねてからそれを行い、（聖人が）行わないことは（普通の人）行わない。これが（普通の人）聖人と実質を同じくする方法であり、（そのようにすれば）災いが降りかかることはない。『詩』に、「騫らず忘れず、舊章に率ひ由る」とある。「舊章」とはむかしの聖人が定めた古い典章のことである。「率ひ由る」とはその典章にしたがうということである。ここでいうむかしの聖人が定めた古い典章は、（普通の人には）深く理解してその法則をくわしく知ることができないが、それでもなお（典章の）すぐれた功績を失うことはない。今、郊は天に仕える義であり、此聖人故……。

だからむかしの聖王（が作った典章）は典章のうちでももつとも重要なものであり、前世の王も重要視しないものではなく、誠心誠意をつくして天に仕えた。しかし秦になると、秦だけがこの典章を廃止した。なんと旧章にしたがわないことであろうか。天はあらゆる神のうちでも君の存在である。天に対する仕え方が十分でなければ、いくら天以外のあまたの神に仕えたとしても無益である。どうしてそういえるのか。天の神を祭らずに地の神を祭ることに対して、『春秋』は非難しており、孔子は「天に対して罪を犯したならば、（他の神を）いくら祈ったところでどうにもならない」といつている。これがその原則である。だから（天を祭らない）秦に周のような天からの幸せがもたらされるのを見たことがないのである。『詩』に「文王だけが心をこめてうやうやしく天に仕えたので、多福がもたらされたのである」とある。「多福」とは人によってなしとげられた業績をいうのではなく、天から与えられた幸

せをいうのである。伝に「周の子供には賢いものが多い。次第にふえていつて、男の双子を孕んだものが四人、その四人が出産して八人の男児が生まれるにいたった。いづれも君子のうちでもとりわけすぐれたものである」という。これは天が周を興そうとしてこのようにしたのであって、周自身がそうしようとしてもできることではない。さて秦と周はいづれも天子となることはできたが、天に対する仕え方は異なっている。周は郊祭を百神の祭祀の冒頭におき、新しい歳になると、正月最初の辛の日にまず天に対する祭祀を行い、それから地に対する祭祀を行った。これは貴いものを先にするという意味である。（周のように）毎歳いちばん最初に郊祭を行うものと、（秦のように）郊祭を行わないものとの差は歴然としている。天がおまえ（秦）に福を与えなかったのはなんら怪しむべきことではない。しかし秦が長きにわたって天に対する祭祀を行わなかったのは、行うべきであることがはっきりしているのに故意に行わなかったというのではなく、礼の担当官は行わないこととおかしいと常に感じながらも、その行うべきである理由を明らかにすることができなかったからである。いま思うに、祭祀を行うべきかどうかは自分の心にかんがみて決定すべきである。堯が舜にむかって「天の法則はおまえの身に備わっている」というのは、自分の身体を觀察した結果、天の法則を知ることができるということである。今もし自分に子供がいたら、だれが子の礼を行ってほしくないと思うものがあるか。聖人は実体にあわせて名称を用いるのであって、名称だけが勝手に生じることはいえない。天子とは天の子という意味である。自分自身のことから天のことを推測すれば、どうして（天だけが天の子である）天子に子の礼を行ってほしくないと思うであろうか。今、天子となっておきながら天に対する祭祀を行わないのであれば、天がどうして（そんな天子を）認めるであろうか。

聞くところによると、天下が平和であれば災害はおきないという。今、災害がおきるといふことは、天下が平和でないことをあらわしている。天下がまだ平和でないといふことは、天子の教化が行われていないということであ

る。『詩』に「はつきりした徳行があれば四方の国はつき従ってくる」という。「覚」は著という意味である。王者が世の中に対してはつきりした徳行があれば、四方の国は響きに応じない国はなく、感化して彼らをよくするのである。だから（そのような王者の徳行は）恩賞よりよるこばれ、刑罰よりおそれられ、法令よりはやく浸透するというのである。

求雨第七十四

本篇では、早^{ひでり}の場合の雨を求める具体的な方法が季節ごとに述べられる。「春」についてはそれが詳細に記述されているが、「夏」以降の場合は、「春の如くするなり」「他は皆前の如し」と表現される項目もあり、厳密には明瞭ではない。文章も必ずしも整っているとは言いがたい。季節、色、方角、数字等の配当などに関しては、『易』や五行思想を踏まえているところに特色の一つがある。また、雨を求める骨子としては、本篇最後に、男は身を隠そうとする（閉陽）が、女子は和らぎ楽しむとうとする（開陰）ことだとまとめているが、これは『漢書』董仲舒伝に「仲舒の國を治むるや、春秋の災異の變を以て陰陽の錯行する所以^{ゆゑん}を推す。故に雨を求むるに、諸陽を閉ぢ、諸陰を縦^{ほし}にす」とあるのと一致する。以下に、雨を求める具体的な方法を項目ごとに表に示しておく。

※ 表中の空欄は文中に明確な記述がないもの。() 付きは文中の記述により類推できるものである。

禱祀		
祀	禱	日
戸	社稷山川	水日
竈		水日
中霤	山稜	(水日)
門		(水日)
井	名山	(水日)
		春
		夏
		季夏
		秋
		冬

春	・ 名木を伐採しない ・ 山林を切り出さない	・ 八日の間、巫女を日にさらす ・ 疴僂の人を集める
夏	・ 土木工事を執り行わない ・ 水を新しくし井戸を浚う	・ 七日間、釜を壇にさらす ・ 臼と杵を道にさらす
季夏	・ 土木工事を執り行わない ・ 十日ごとに一回、市場を村の南門の外に移す	・ 五日間、男子が市場に入ること
秋	・ 火を使うことを執り行わない ・ 火を使わず金属の器を煮てはならない	・ 九日間、巫女と疴僂の人を日にさらす
冬	・ 水の流れを塞いでほならない	

小龍					大龍					龍の製作
間隔	向き	配置	長さ	数	配置	長さ	色・数	製作日		
八尺	東	東	四丈	七体	中央	八丈	蒼龍一体	甲乙	春	
七尺	南	南	三丈五尺	六体	中央	七丈	赤龍一体	丙丁	夏	
五尺	南	中央	二丈五尺	四体	中央	五丈	黄龍一体	戊己	季夏	
九尺	西	西	四丈五尺	八体	中央	九丈	白龍一体	庚申	秋	
六尺	北	北	三丈	五体	中央	六丈	黒龍一体	壬癸	冬	

祝の齋する日数	祝	
	服色	
三日	蒼	春
三日	赤	夏
三日	黄	季夏
三日	白	秋
三日	黒	冬

供え物	祭る神	繪	規模	壇の造成	
				造成場所	
・膊脯 玄酒・清酒	生魚八・共工	蒼繪八本	方八尺	東門の外	春
・膊脯 玄酒・清酒	赤雄鷄七・蚩尤	赤繪七本	方七尺	南門の外	夏
・膊脯 玄酒・清酒	母鮑五・后稷	黄繪五本		南門の外	季夏
・膊脯 玄酒・清酒	桐木魚九・少昊	白繪九本		西門の外	秋
・膊脯 玄酒・清酒	黒狗子六・玄冥	黒繪六本		北門の外	冬

供え物	池	蝦蟇	水路	水関連	
清酒・膊脯	方一尺 深さ一尺	五匹	社の溝と村の外の溝とを通じさせる	春	
	方七尺 深さ一尺	五匹	社の溝と村の外の溝とを通じさせる	夏	
	方五尺 深さ一尺		社の溝と村の外の溝とを通じさせる	季夏	
	方九尺 深さ一尺			秋	
	(方六尺) (深さ一尺)			冬	

動作	服色	齋する日数	人数	奉納者	祝以外の者	
舞う	白	三日	九人	鰥者	秋	
立つ	白	三日		司馬		
舞う	黒	三日	六人	老者	冬	
立つ	黒	三日		尉		

動作	服色	齋する日数	人数	奉納者	祝以外の者	
舞う	青	三日	八人	小童	春	
立つ	青	三日		田畜夫		
舞う	赤	三日	七人	壯者	夏	
立つ	赤	三日		司空畜夫		
舞う	黄	三日	五人	丈夫	季夏	
立つ	黄	三日		老者		

の行かざる者を決す。幸にして雨を得れば、報いるに豚一を以てし、酒・鹽・黍は財かにして②0足り、茅を以て席②1を爲るも、斷つこと母かれ。②2

【注】

① 『漢書』董仲舒伝に、

仲舒の國を治むるや、春秋の災異の變を以て陰陽の錯行する所以を推す。故に雨を求むるに、諸陽を閉ぢ、諸陰を縦にす。其の雨を止むるときは是に反す。(仲舒治國、以春秋災異之變推陰陽所以錯行。故求雨、閉諸陽、縱諸陰。其止雨反是)

とあり、本篇で雨を求めるとき「陽」を閉じて「陰」を開くという主旨と合致する。また『校釋』は、『論衡』明雩篇に、

董仲舒の雨を求むるや、春秋の義を申ぶ。(董仲舒求雨、申春秋之義)とあるのを引く。また蘇輿は同じく『論衡』明雩篇に、

夫れ雩は、古よりして之有り。故に禮に曰く、雩祭は水旱を祭るなり。故に雩禮有り、故に孔子譏らずして仲舒之を申ぶ。夫れ是の如くんば、雩祭は祀禮なり。雩祭、禮を得れば、則ち大水に鼓して牲を社に用ふるも、亦古禮なり。禮を得て非無ければ、當に雩すべきの一なり。禮に地を社に祭り、萬物を生ずるの功に報ゆと。土地廣遠にして、辨くは祭るを得難し。故に社を立てて位と爲し、心を主として之に事ふ。水旱を爲す者は、陰陽の氣なり。六合に滿ち、盡くは祀るを得難し。故に壇を脩め位を設け、敬恭祈求し、社に事ふるの義を效すは、災變を復するの道なり。生を推して死に事へ、人を推して鬼に事ふれば、陰陽の精氣、儼ま生人の如く能く飲食するか。故に馨香を共へ、旨嘉を奉進し、區區倦倦として、苔享せられんことを冀ふ。社を祭るを推して之を言へば、當に雩すべきの二なり。(夫雩、古而有之。故禮曰、雩祭、祭水旱也。故有雩禮、故孔子不譏、而仲舒申之。夫如是、

雩祭、祀禮也。雩祭得禮、則大水鼓用牲于社、亦古禮也。得禮無非、當雩一也。禮、祭(也)〔地〕社、報生萬物之功。土地廣遠、難得辨祭。故立社爲位、主心事之。爲水旱者、陰陽之氣也。滿六合、難得盡祀。故脩壇設位、敬恭祈求、效事社之義、復災變之道也。推生事死、推人事鬼、陰陽精氣、儼如生人能飲食乎。故共馨香、奉進旨嘉、區區倦倦、冀見苔享。推祭社言之、當雩二也)

とあるのを引く。雨乞いの祭りが古くから祀禮としてあったことを言う。

『藝文類聚』卷百に、

董仲舒曰く、廣陵の女子諸巫、小大と母く、皆其の郭門の外に相聚まり、小壇を爲り、脯酒を以て祭る。便ち市を移し、市には門者をして丈夫を内ること無く、丈夫をして相從つて飲食するを得ること無からしむ。又吏をして各おの往きて其の夫を視しめ、皆言到らば即ち赴き、雨澍せば而ち已む、と。(董仲舒曰、廣陵女子諸巫、母小大、皆相聚其郭門外、爲小壇、以脯酒祭。便移市、市使門者無内丈夫、丈夫無得相從飲食。又令吏各往視其夫、皆言到即赴、雨澍而已)

とあり、また、

江都相仲舒、内史を下して書を承りて事に從はしむ。其の都間の史家の百里内に在りては、皆人故をして書を行ひ縣に告げしめ、妻を遣りて夫を視しむ。巫に一月の租を賜ひ、巫をして雨を求めしむ。復た巫をして潔淨にして教へ易き者を相推擇して祭らしむ。(江都相仲舒下内史承書從事。其都間史家在百里内、皆令人故行書告縣、遣妻視夫。賜巫一月租、使巫求雨。復使巫相推擇潔淨易教者祭)

とあり、この二段について、凌曙はこの「求雨篇」の脱文ではないかとし、『校釋』は董仲舒の「上疏條教」の類であつて、「求雨篇」の文ではないといふ。内容的には本篇と重なるものであることは間違いない。

② 「水日」は、『今註今譯』は不詳とする。『繁露』止雨第七十五にも「土日」という表現が見えることからすると、「水」「土」は五行のそれである

う。従つて十干「甲乙丙丁戊己庚辛壬癸」で「水」に相当する「壬の日・癸の日」を指すと思われる。近藤則之氏（『春秋繁露通解並びに義証明通読稿十八』『佐賀大学文化教育学部 研究論文集』第8集第1号所収、二〇〇三年）、及び朱永嘉・王知常氏注譯の『新譯春秋繁露』（三民書局印行、二〇〇七年）も「水日」を「壬の日・癸の日」と訳している。今、両者に従う。

③ 「祀戸」すなわち戸の神を祭るとききの礼について、凌曙は『禮記』月令「其の祀は戸、祭るときは脾を先にす」の鄭注に、

戸を祀るの禮は、南面して主を戸内の西に設けて、乃ち脾及び腎を制して俎を爲し、主の北に奠む。又盛を俎の西に設け、黍稷を祭り、肉を祭り、醴を祭る。皆三祭す。肉、脾は一たびし、腎は再びす。既に祭れば之を徹し、更めて鼎俎を陳ね、饌を筵前に設く。戸を迎ふるは、略宗廟を祭るの儀の如しと。（祀戸之禮、南面設主于戸内之西、乃制脾及腎爲俎、奠于主北。又設盛于俎西、祭黍稷、祭肉、祭醴、皆三祭。肉、脾一、腎再。既祭徹之、更陳鼎俎、設饌于筵前。迎戸、略如祭宗廟之儀）

とあるのを引く。

④ 「山林」について凌曙は、『周禮』大司徒の「天下の土地の圖を以て九州の地域、廣輪の數を周く知り、其の山・林・川・澤・丘・陵・墳・衍・原・隰の名物を辨ず」の鄭注に、

積石を山と曰ひ、竹木を林と曰ふ。（積石曰山、竹木曰林）

とあるのを引く。

⑤ 「暴」は日にさらすの意。凌曙は、『禮記』檀弓下に、

歳旱す。穆公、縣子を召して問ふ。穆曰く、天久しく雨ふらず。吾、疋を暴さんと欲す。而奚若。曰く、天久しく雨ふらず。而るに人の疾子を暴すは虐なり。乃ち不可なること母からんか。然らば則ち吾、巫を暴さんと欲す。而奚若。曰く、天則ち雨ふらず。而るに之を愚婦人に望むは、以て之を求むるに於て、乃ち已だ疏なる母からんか。

市を徙さば則ち奚若と。曰く、天子崩ずるときは、巷に市すること七日。諸侯薨ずるときは、巷に市すること三日。之が爲に市を徙すは、亦可ならずや。（歳旱。穆公召縣子而問然。穆曰、天久不雨。吾欲暴疋。而奚若。曰、天久不雨。而暴人之疾子虐。母乃不可與。然則吾欲暴巫。而奚若。曰、天則不雨。而望之愚婦人、於以求之、母乃已疏乎。徙市則奚若。曰、天子崩、巷市七日。諸侯薨、巷市三日。爲之徙市、不可乎）。

とあり、その鄭注に、

巫は神に接するを主る。亦天の哀れみて之に雨らざんことを覲ふ。春秋の傳に、巫を説きて曰く、女に在りては巫と曰ひ、男に在りては覲と曰ふ。周禮に、女巫は早曠には則ち舞雩す。市を徙すは、庶人の喪禮なり。今市を徙すは、是れ早を憂戚すること喪の若し。（巫主接神。亦覲天哀而雨之。春秋傳、説巫曰、在女曰巫、在男曰覲。周禮、女巫早曠則舞雩。徙市者、庶人之喪禮。今徙市是憂戚於早若喪）

とあるのを引く。これによれば、巫女を日にさらし、痴癡の人を集めるのは、天が同情して雨を降らせることを期待してのことである。

⑥ 「壇」は、祭りのために土を盛って高く作った場所。凌曙は『史記』封禪書に、

壇を爲り、八通の鬼道を開く。（爲壇、開八通之鬼道）

とあり、壇を作つて八方に通じる鬼神の通路を開くという。さらに、その『索隱』に、

八通の鬼道を開くとは、案ずるに、司馬彪續漢書・祭祀志に云ふ、壇に八陛有り、道を通じて以て門を爲す。（開八通鬼道。案、司馬彪續漢書・祭祀志云、壇有八陛、通道以爲門）

とあるのを引く。

⑦ 「繪」は布の意。凌曙注に「字林に曰く、繪は帛の總名なり」という。また凌曙は『禮記』曲禮疏に引く『禮緯含文嘉』に、

天子・三公・諸侯は皆三帛を以て玉を薦む。(天子・三公・諸侯皆以三帛以薦玉)

とあり、その宋均注に、

其れ殷の禮の三帛とは朱・白・倉を謂ひ、三正に象る。(其殷禮三帛謂朱・白・倉、象三正)

とあるのを引く。

⑧ 共工は水神とされる。『校釋』は『左傳』昭公十七年に「共工氏は水を以て紀す。故に水師と爲りて水もて名づく」とあるのを引く。その杜預注に、

共工は諸侯を以て九州を霸有する者にして、神農の前、大暉の後に在り。亦水の瑞を受け、水を以て官に名づく。(共工以諸侯霸有九州者、在神農前、大暉後。亦受水瑞、以水名官)

とある。

⑨ 「玄酒」は、水のこと。色が黒いため「玄」といい、古代には酒がなかったため代用されたという。『校釋』は『儀禮』士冠禮に、「玄酒は西に在り」とあり、その鄭注に「玄酒は新水なり」とあるのを引く。また、凌曙は、『禮記』禮運に、「故に玄酒は室に在り」とあり、その疏に、

玄酒は室に在りとは、玄酒は水を謂ふなり。其の色の黒きを以て之を玄と謂ふ。而るに大古に酒無し。此の水は酒に當てて用ひらる。故に之を玄酒と謂ふ。(玄酒在室者、玄酒謂水也。以其色黒謂之玄。而大古無酒。此水當酒所用。故謂之玄酒)

とあるのを引く。

⑩ 「祝」は、祈りの言葉を告げる者。凌曙は、『群經音辨』に「祝は、祭主にして、辭を贊ぐる者なり」とあるのを引く。

⑪ 凌曙は、祝の言葉「昊天く大澍」は『春秋漢含孳』に見えるという。

⑫ 「澍」は、万物を潤す雨のこと。『説文』に、

澍は、時雨なり。萬物を澍生する所以の者なり。(澍、時雨也。所以澍生萬物者也)

とある。

⑬ 「甲乙の日」とあるが、なぜその日に大きな青い龍を作るのかはよくわからない。蘇輿は、『墨子』貴義篇に、

日者言ふ、帝は甲乙を以て青龍を東方に殺し、丙丁を以て赤龍を南方に殺し、庚辛を以て白龍を西方に殺し、壬癸を以て黒龍を北方に殺し、戊己を以て黄龍を中方に殺す。(日者言、帝以甲乙殺青龍於東方、以丙丁殺赤龍於南方、以庚辛殺白龍於西方、以壬癸殺黒龍於北方、以戊己殺黄龍於中方)

とあるのを引き、その日の殺す龍を象つて作るのであろうかという。

なお、『禮記』月令の孟春の月の「其の日は甲乙」の鄭注に、

乙の言たる軋なり。日の行、春は東のかた青道に従ひ、萬物を發生す。月之が佐たり。時に萬物皆孚甲を解き、自ら抽軋して出づ。因りて以て日の名と爲す。乙を月の名と爲さざるは、君、臣の功を統ぶればなり。(乙之言軋也。日之行、春東從青道、發生萬物。月爲之佐。時萬物皆解孚甲、自抽軋而出。因以爲日名焉。乙不爲月名者、君統臣功也)とある。これによれば「乙」は「軋(きしる)」の意であるとし、万物が殻を破つて生まれ出ることを意味するという。

⑭ 「蒼」は、蘇輿が、『禮記』月令疏に「蒼は是れ東方の色なり(倉是東方色)」とあるのを挙げ、『校釋』が「蒼龍は即ち青龍なり」というのに従い、「蒼」と「青」は同義とする。

また、『校釋』は桓譚『新論』に、

劉歆、雨を致すに、土龍を具作し、吹律及び諸の方術、備設せざる無し。譚問ふ、雨を求むるに土龍を爲る所以は何ぞ。曰く、龍見はるるときは、輒ち風雨興起して、以て之を送迎すること有り。故に其の類に象たるに縁りて之を爲る。(劉歆致雨、具作土龍、吹律及諸方術、無不備設。譚問、求雨所以爲土龍、何也。曰、龍見者、輒有風雨興起、以送迎之。故緣其象類而爲之)(劉昭續禮儀志注引桓譚新論二)

とあるのを引く。これによれば、龍は出現するときには風雨が起ることから、それにこと寄せて龍を作り、雨を求めるといふ。

⑮ 凌曙は『禮記』月令「律中大蕨、其の數は八」の鄭注に、

易に曰く、天は一、地は二、天は三、地は四、天は五、地は六、天は七、地は八、天は九、地は十、と。而して五行は水より始まり、火は之に次ぎ、木は之に次ぎ、金は之に次ぎ、土は後と爲す。木、生數は三、成數は八。但だ八と言ふのみなるは、其の成數を擧ぐ。(易曰、天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十。而五行自水始、火次之、木次之、金次之、土爲後。木生數三、成數八。但言八者、擧其成數)

とあり、また『通典』卷四十三に、

零禮を行ひて以て雨を求むるには、諸陽を閉ぢ、早きを衣て、土龍を興し、土人を立て、童二侖を舞はしむ。(行零禮以求雨、閉諸陽、衣早、興土龍、立土人舞童二侖)

とあるのを引き、以下本篇で述べる人物の數は、すべて五行の數に基づくといふ。つまりここでは「小童八人」とあるが、なぜ「八人」とかと言え、

五行では、春は東方で木に属し、木の成數は八であるからだといふ。

⑯ 「田嗇夫」の「嗇」について『説文』に、

嗇は愛濇なり。來に从ひ向に从ふ、來者向みて之を藏す。故に田夫は之を嗇夫と謂ふ。(嗇、愛濇也。從來从向、來者向而藏之。故田夫謂之嗇夫)

とあり、惜しむの意とし、作物を惜しんで收藏するから田夫を嗇夫と謂うといふ。白川静氏は「嗇」は「稼穡したもの」を收藏する倉庫の意が本義(『字通』)であるといふ。また、『校釋』は『漢書』百官公卿表上に、

嗇夫は、訟を聴き、賦税を収むるを職とす。(嗇夫、職聽訟、収賦税)とあり、

『續漢書』百官志五に、

其の郷の小なる者は、縣、嗇夫一人を置く。(其郷小者、縣置嗇夫一人)とあり、また、

民の善惡を知りて、役の先後を爲し、民の貧富を知りて、賦の多少を爲し、其の差品を平かにするを主る。(主知民善惡、爲役先後、知民貧富、爲賦多少、平其差品)

とあるのを引く。これによれば、「嗇夫」は、訴訟、賦税のことを職掌とする。

⑰ 「蝦蟇」は、がま。凌曙は『急就篇』に、

水蟲には科斗、蠅、蝦蟇なり。(水蟲科斗、蠅、蝦蟇)とあり、顔師古注に、

蝦蟇は一に蟄と名づく、大腹にして短脚なり。(蝦蟇一名蟄、大腹而短脚)

とあり、『焦氏易林』に、

蝦蟇は群れ聚まり、天に従ひて雨を請ふ。雲雷は疾く聚まり、時に應じて輒ち雨ふり、其の願所を得。(蝦蟇群聚、從天請雨。雲雷疾聚、應時輒雨、得其願所)

とあるのを引く。これによれば、蝦蟇は群れ集まって天に雨を請うといふ。

⑱ 「豨猪」は『説文』に、「豨、牡猪なり(豨、牡猪也)」とあり、おすのい

のこ。

⑲ 蘇輿は『藝文類聚』卷百に引く『神農求雨書』に、

春夏、雨日にして雨ふらざれば、甲乙に命じて青龍を爲り、又火龍を東方に爲りて、小童をして之に舞はしむ。丙丁に雨ふらざれば、命じて赤龍を南方に爲り、壯者をして之に舞はしむ。戊己に雨ふらざれば、命じて黄龍を爲り、壯者をして之に舞はしむ。庚辛に雨ふらざれば、命じて白龍を爲り、又火龍を西方に爲りて、老人をして之に舞はしむ。壬癸に雨ふらざれば、命じて黒龍を北方に爲り、老人をして之に舞はしむ。此の如くにして雨ふらざれば、潜處して、南門を闔ち、水を其

の外に置き、北門を開きて、人骨を取りて之を埋む。此の如くにして雨ふらざれば、巫祝に命じて之を曝あびさしむ。之を曝あびすも雨ふらざれば、神山に薪を積み、鼓を撃ちて之を焚く。(春夏雨日而不雨、甲乙命爲青龍、又爲火龍東方、小童舞之。丙丁不雨、命爲赤龍南方、壯者舞之。戊己不雨、命爲黃龍、壯者舞之。庚辛不雨、命爲白龍、又爲火龍西方、老人舞之。壬癸不雨、命爲黑龍北方、老人舞之。如此不雨、潛處、闔南門、置水其外、開北門、取人骨埋之。如此不雨、命巫祝而曝之。曝之不雨、神山積薪、擊鼓而焚之)

とあるのを引く。雨を求める具体的な方法など本篇の内容とも類似する。しかし、「死人の骨を取り寄せて地中に埋め、山の水源を開き、薪を積んで焼くこと」等、一つ一つの行為の意味するところは、本篇の全般にわたってよくわからない。

また「淵」とは、水の流れがなく、水を深くたたえてるところ。蘇輿が『管子』に、

水の地より出でて流れざる者、命なづけて淵と曰ふ。(水出地而不流者、命曰淵)

とあるのを引く。

⑳ 「財」は、わずかにの意。蘇輿は、顔師古注に「財、纒、古通用す」とあるのを引く。

㉑ 「席」は、敷物。凌曙は『山海經』南山經に「白菅もて席を爲つくる」とあり、その郭璞注に「菅は、茅の屬なり」とあるを引く。また、『校釋』はその郝懿行疏に「席とは、藉きて以て神を依らしむ」とあるのを引き、神に対する尊敬の意が込められているという。

なお董天工は、「毋斷」の下に闕文があるのではないかという。

㉒ この第一節は、「巫を暴はすことが八日」「壇の大きさが方八尺」「生魚八尾」「繪八本」「龍の長さ八丈」「小龍の間隔八尺」「小童八人」「池の広さ方八尺」とあるように、五行における木の成数八を基本としている。

【現代語訳】

春ひつりの早ひつりで雨を求める場合。県邑に壬・癸の日に社稷・山川の神に祈らせ、庶民には戸の神を祭らせる。名木を伐採してはならず、山林を切り出してはならない。八日の間、巫女を日にさらし、痾こ儻たうの人を集める。邑の東門の外に、四方に通じる壇を作る。(それは八尺四方の壇で、蒼色の布を八本立てる。祭る神は共工で、祭るには生魚八尾、玄酒を用い、清酒とほし肉を供える。巫女の中でも身が清く言葉上手な者を選んで、祝とする。祝は三日間身を清め、蒼色の衣を着て、先ず再拝し、そして跪ひざまづいて(祈りの言葉を)述べる。述べ終わると、再び再拝して、そして立ち上がる。祝が言う、「大いなる天は、五穀を生みなして人を養つてくださる。(しかるに)今、五穀は早ひつりのために損なわれ、おそらくは実をつけないことでしょう。(そこで)謹んで清酒・ほし肉をお供えし、再拝して雨を願う。雨、願わくば大いに大地を潤さんことを」と。すぐに犠牲を奉って祈る。甲・乙の日を用いて、大きな蒼色の龍りゅうの龍りゅうの龍りゅうを作る。その長さは八丈で、(県邑の)中央に据える。(また)小さな龍七体を作る。それぞれ長さは四丈で、(大きな龍の)東方に置く。すべて東に向き、その間隔は八尺。子どもが八人、皆、三日間身を清め、青色の衣を着て、そこで舞う。田舎夫も同様に三日間身を清め、青色の衣を着てそこに立つ。社に溝を掘って、それを村の外の溝に通じるようにする。五匹の蝦蟇かまを捕まえ、村の社の中に置く。池の広さは八尺四方で、深さ一尺で、水中に蝦蟇を入れる。清酒・ほし肉を供える。祝は三日間身を清め、蒼色の衣を着て、拝して跪ひざまづいて述べる、祈りの言葉は春のときの言葉と同様である。三歳の雄鶏と三歳の牡豚とを取り寄せて、どちらも四方に通じるみたまやで焼く。民には村の南門を閉め、水をその外に置き、村の北門を開き、年老いた牡豚一頭を用意して、村の北門の外に置かせる。市場の中にも同様に牡豚一頭を置く。鼓の音を聞いて、すべて(の場所の)牡豚の尾を焼く。死人の骨

を取り寄せて地中に埋め、山の水源を開き、薪を積んで焼く。道橋のつまりをなくして通じさせ、水路の流れないものを流れるようにする。幸にも雨を得たら、お礼に豚一頭を用い、酒・塩・黍は少しで足り、茅で敷物を作るが、裁断してはならない。

二

夏求雨。令縣邑以水日、家人祀竈。無舉土功、更(火)〔水〕①浚井、暴釜於壇、臼杵於術七日。爲四通之壇於邑南門之外。方七尺、植赤繪七。其神蚩尤、祭之以赤雄鷄七玄酒、具清酒膊脯。祝齋三日、服赤衣、拜跪陳、祝如春辭。以丙丁日、爲大赤龍一。長七丈、居中央。又爲小龍六。各長三丈五尺、於南方。皆南鄉、其間相去七尺。壯者七人、皆齋三日、服赤衣而舞之。司空畜夫亦齋三日、服赤衣而立之。鑿社而通之閭外之溝。取五蝦蟇、錯置里社之中。池方七尺、深一尺。具膊脯。祝齋、衣赤衣、拜跪陳祝如初。取三歲雄雞豮猪、燔之四通神宇。開陰閉陽如春也。

【校記】

① 「火」 蘇輿及び『校釋』に従って「水」に改める。

【書き下し文】

夏に雨を求む①。縣邑をして水日を以てし、家人をして竈を祀らしむ②。土功を擧ぐる事無く、水をも更め井を浚ひ③、釜を壇に④、臼・杵⑤を術⑥に暴すこと、七日。四通の壇を邑の南門の外に爲る。方七尺にして、赤繪七を植つ。其の神は蚩尤⑦、之を祭るに赤雄鷄七・玄酒を以てし、清酒・膊脯を具ふ。祝は齋すること三日、赤衣⑧を服し、拜して跪きて陳ぶ、祝は春

辭の如し。丙丁の日⑨を以てし、大赤龍一を爲る。長さ七丈にして、中央に居る。又小龍六を爲る。各おの長さ三丈五尺にして、南方に於いてす。皆南に郷ひ、其の間相去ること七尺。壯者七人⑩、皆齋すること三日、赤衣を服して之に舞ふ。司空畜夫も亦齋すること三日、赤衣を服して之に立つ。社を鑿ちてを閭外の溝に通ぜしむ。五蝦蟇を取り、里社の中に錯置す。池は方七尺、深さ一尺。膊脯を具ふ。祝は齋し、赤衣を衣て、拜し跪きて陳ぶ、祝は初めの如し。三歳の雄鷄・豮猪を取り、之を四通の神宇に燔く。陰を開き陽を閉づること⑪春の如きなり。⑫

【注】

① 凌曙は衛宏の『漢舊儀』に、

雨を求むるには、太常、天地・宗廟・社稷・山川に禱りて以て賽す。各おの其の常牢の禮の如くするなり。四月立夏、早するときは、乃ち雨を求むるに、雨を禱るのみ。後に早するときは、復た重ねて禱るのみ。立秋に訖りては、早すと雖も禱りて雨を求むるを得ざるなり。(求雨、太常禱天地、宗廟、社稷、山川以賽。各如其常牢禮也。四月立夏早、乃求雨、禱雨而已。後早、復重禱而已。訖立秋、雖早不得禱求雨也)

とあるのを引くが、秋になると雨乞いができないというのは本篇と異なる。

② 「竈を祀る」やり方について、凌曙は『禮記』月令「孟夏の月」の鄭注に、

竈を祀るの禮は、先づ門の奥に席し、東面して主を竈竈に設け、乃ち肺及び心肝を制して俎を爲し、主の西に奠む。又盛を俎の南に設け、亦黍を祭ること三たびす。肺・心・肝を祭ること各おの一たびす。醴を祭ること三たびす。亦既に祭れば之を徹す。更に鼎俎を陳ね、饌を筵前に設け、戸を迎ふ。戸を祀るの禮の如くす。(祀竈之禮、先席於

門之奥、東面設主于竈陘、乃制肺及心肝爲俎、奠于主西。又設盛于俎南、亦祭黍三。祭肺心肝各一。祭醴三。亦既祭徹之。更陳鼎俎、設饌于筵前、迎尸。如祀尸之禮。

とあるのを引く。凌曙はさらに、『説文』に、

周の禮、竈を以て祝融を祠る。(周禮以竈祠祝融)

とあり、また『淮南子』汎論訓に、

炎帝、火官と作り、死して竈神と爲る。(炎帝作火官、死爲竈神)

とあり、その高誘注に、

炎帝・神農は火徳を以て天下に王たり、死して祀を竈神に託す。(炎帝神農以火徳王天下、死託祀於竈神)

とあり、また司馬彪が『莊子』に注して(『史記』孝武本紀の『索隱』引)

浩は竈の神なり。美女の如し、赤を衣る。(浩、竈神也、如美女、衣赤)

といひ、『雜五行志』(『後漢書』樊宏陰識列伝所引)に、

竈神、名は禪、字は子郭、衣を黄とし、夜は披髮して、竈中より出づ。

其の名を知りて之を呼べば、兇惡を除くべし。猪の肝・泥の竈を市

ひ、婦をして孝たらしむ。(竈神名禪、字子郭、黄衣、夜披髮、從竈

中出。知其名呼之、可除兇惡、市猪肝泥竈、令婦孝)

とあるのを引く。ただ、『雜五行志』所引の「竈神」は「黄衣」であり、本篇とは異なる。

③ 「井を浚ひ」について、「浚」は、汲み出してきれいにするの意。凌曙は、『漢書』王莽伝の「井を浚ひて白石を得」の顔師古注に、「浚は、抒んで之を治むるなり。音は峻」とあり、『釋名』釋宮室に「井の清きものを泉と曰

ひ、清潔なる者なり」(井清曰泉、清潔者也)とあるのを引く。

④ 「釜を壇に」について、蘇輿は、釜を壇にさらすことについては疑問を呈し、誤字があるのではないかとし、『藝文類聚』はここを「曝釜甑杵臼

于衢」に作り、『御覽』三十五はここを「暴釜甑杵臼于街」に作ることから、「壇」は「鬲」の誤りではないかという。一説とし、ここでは一応原文の

ままに読んでおく。

⑤ 「臼・杵」について、凌曙は『易』繫辭伝下に、

木を斷ちて杵と爲し、地を掘りて臼と爲す。(斷木爲杵、掘地爲臼)

とあり、『禮記』雜記の「杵は梧を以ふ」の鄭注に

鬱を擣く所以なり。(所以擣鬱也)

とあるのを引く。

⑥ 「術」は道路のこと。凌曙は『漢書』刑法志に「園囿の術路」とあり、顔師古注に「如淳曰く、術は大道なり」とあり、また『一切経音義』注に

引く『蒼頡篇』に「邑の中の道を術と曰ふ。道は路なり」とあるのを引く。

⑦ 『山海經』大荒北經に、

蚩尤、兵を作して黄帝を伐たんとす。黄帝は乃ち應龍をして之を冀州

の野に攻めしむ。應龍は水を畜へ、蚩尤は風伯・雨師に請ひて、大風

雨を縦にす。(蚩尤作兵伐黄帝。黄帝乃令應龍攻之冀州之野。應龍

畜水、蚩尤請風伯雨師、縱大風雨)

とあり、雨と蚩尤とは関係が深く、そのため『校釋』は雨を請うのに蚩尤

を祀るとする。

⑧ 春のときと同様に、五行の配当から、夏は方角は南方で、色は赤である。

⑨ 「丙丁の日」について、『校釋』は『禮記』月令「孟夏三月」の鄭注に、

丙の言たる炳なり。日の行、夏は、南のかた赤道に従ひ、萬物を長育

す。月、之が佐たり。時に萬物皆炳然として、著見して強大なり。又

因りて以て日の名と爲す。易に曰く、巽に齊へ、離に相見ゆ。(丙之

言炳也。日之行、夏、南從赤道、長育萬物。月為之佐。時萬物皆炳然、

著見而強大。又因以爲日名焉。易曰、齊乎巽、相見乎離)

とあるのを引く。これによれば「丙」は「炳(あきらか)」の意であるとし、

夏は万物が成長し強大になっていくことを意味するという。また董天工は、

「赤龍」の「赤」について、夏は火が赤く、それ故に赤色であるという。

⑩ 「壯者七人」について、凌曙は、『禮記』月令の「其の帝は炎帝。其の神

は祝融。其の蟲は羽。其の音は徵。律は中呂あたに中る。其の數は七」の鄭注に、

火、生數は二、成數は七。但だ七と言へるのみなるは、亦其の成數を擧ぐ。(火生數二、成數七。但言七者、亦擧其成數)

とあるのを引く。第一節注⑮にも述べたように本篇で述べる人物の數は、すべて五行の數に基づく。ここでは「壯者七人」とあるが、なぜ「七人」とかと言え、五行では、夏は南方で火に属し、火の成數は七であるからだという。

⑪ 第一節注⑮に引く『通典』卷四十三参照。

⑫ この第二節は、「釜を壇に、臼・杵を術まじに暴たぶすことが七日」「壇の大きさが方七尺」「繪七本」「赤雄鷄七羽」「龍の長さ七丈」「小龍の間隔七尺」「池の広さ方七尺」あるように、五行における火の成數七を基本としている。

【現代語訳】

夏に雨を求める場合。県邑に壬・癸の日に(社稷・山川の神に)祈らせ、庶民には竈かまどを祭らせる。土木工事を執り行つてはならず、水を新しくし、井戸を浚あらいつて流れを通し、七日間、釜を壇にさらし、臼・杵を道にさらす。四方に通じる壇を邑の南門の外に作る。七尺四方で、赤色の布を七本立てる。祭る神は蚩尤しゅうゆうで、祭るには赤い雄鷄七羽、玄酒を用い、清酒とほし肉を供える。祝は三日間身を清め、赤色の衣を着て、拜ひたすして跪ひざまづいて述べる、祈りの言葉は春のときの言葉と同様である。丙・丁の日を用いて、大きな赤色の龍六体を作る。長さは七丈で、(県邑の)中央に据える。さらに小さな龍六体を作る。それぞれ長さは三丈五尺で、(大きな龍の)南方に置く。すべて南に向き、その間隔は七尺。大人が七人、皆、三日間身を清め、赤い衣を着てそこで舞う。司空しよくふ齊夫も同様に三日間身を清め、赤い衣を着てそこに立つ。社に溝を掘って、それを村の外の溝に通じるようにする。五匹の蝦蟇を捕まえ、村の社の

中に置く。池の広さは七尺四方で、深さ一尺。ほし肉を供える。祝は身を清め、赤色の衣を着て、拜ひたすして跪ひざまづいて述べる、最初と同じように祈りの言葉を述べる。三歳の雄鷄と牡豚を取り寄せ、どちらも四方に通じるみたまやで焼く。春のときと同じように陰を開き陽を閉じる。

三

季夏禱山陵以助之。令縣邑十日壹徙市於邑南門之外。五日禁男子無得行入市。家人祠中霽。無舉土功、聚巫市傍、爲之結蓋。爲四通之壇於中央、植黃繪五。其神后稷、祭之以母飴五玄酒、具清酒膊脯。(令各爲)①祝齋三日、衣黃衣。皆如春祠。以戊己日、爲大黃龍一。長五丈、居中央。又爲小龍四。各長二丈五尺、於(南方)〔中央〕②。皆南鄉、其間相去五尺。丈夫五人、皆齋三日、服黃衣而舞之。老者五人亦齋三日、衣黃衣而立之。亦通〔里〕③社中於閭外之溝。蝦蟇池方五尺、深一尺。他皆如前。

【校記】

① 「令各爲」 盧文弨は、この三字を衍字ではないかとする。蘇輿は、『通典』に引くこの箇所にはこの三字が有るが、『藝文類聚』に引くこの箇所にはこの三字がないと指摘し、判断を示していない。『校釋』は『續漢書』禮儀志中の劉昭注に引くこの箇所にも、『通典』と同様にこの三字があり、衍字ではないとする。他の春・夏・秋・冬の同箇所には、いずれもこの三字はないことから、ここでは盧文弨に従い衍字として削除する。

② 「南方」 劉師培、『校釋』に従い「中央」に改める。

③ 「里」 劉師培に従い「里」の字を補う。

【書き下し文】

季夏①には山陵②に禱りて以て之を助く。縣邑をして十日ごとに壹たび市を邑の南門の外に徙らしむ。五日は男子を禁じて行きて市に入るを得ること無からしむ③。家人は中霤を祠る④。土功⑤を擧ぐる事無く、巫を市傍に聚め、之が爲に蓋⑥を結ぶ。四通の壇を中央に爲り、黄繪五を植つ。其の神は后稷⑦、之を祭るに母飽⑧・玄酒を以てし、清酒・膊脯を具ふ。祝は齋すること三日、黄衣を衣る。皆春祠の如し。戊・己の日⑨を以てし、大黃龍一を爲る。長さ五丈にして、中央に居る。又小龍四を爲る。各おの長さ二丈五尺にして、中央に於いてす。皆南に郷ひ、其の間相去ること五尺。丈夫五人⑩、皆齋すること三日、黄衣を服して之に舞ふ。老者五人⑪も亦齋すること三日、黄衣を衣て之に立つ。亦里の社中を閭外の溝に通ぜしむ。蝦蟇には池は方五尺、深さ一尺。他は皆前の如し。⑫

【注】

- ① 蘇輿は、五行の「土」を「季夏」に当てるため、他の季節とは別に雨を求める方法を挙げているという。
- ② 「陵」は、大きな岡。『校釋』は『爾雅』釋地に「大阜を陵と曰ふ」とあるのを引く。
- ③ 蘇輿は『通志』に、
武帝元封六年、早し、女子及び巫・丈夫は市に入らず。（武帝元封六年、早、女子及巫丈夫不入市）
とあるのを引く。『通典』卷四十三にも同文がある。
また、『校釋』は「市」の説明として、『風俗通』に、
井に因りて市を爲し、交易して退く。故に之を市井と謂ふなり。（因井爲市、交易而退。故謂之市井也）（『後漢書』循吏列伝注引）
とあるのを引く。
- ④ 「中霤」とは室の中央をいう。「中霤」を祀るやり方については、凌曙は、

『禮記』月令の「其の祀は中霤。祭るときは心を先にす」の鄭注に、

中霤は猶ほ中室のごときなり。土は中央を主りて、神は室に在り。古者は複穴なり。是を以て室を名づけて霤と爲すと云ふ。之を祀るに先づ心を祭るは、五藏の次、心は肺に次ぐ。此に至りて心を尊しと爲すなり。中霤を祀るの禮は、主を牖下に設く。乃ち心及び肺肝を制きて俎と爲す。其の祭肉は、心・肺・肝各おの一。他は皆戸を祀るの禮の如くす。（中霤猶中室也。土主中央而神在室。古者複穴。是以名室爲霤云。祀之先祭心者、五藏之次、心次肺。至此心爲尊也。祀中霤之禮、設主於牖下。乃制心及肺肝為俎。其祭肉、心肺肝各一。他皆如祀戸之禮）

とあるのを引く。

⑤ 「土功」は、土木工事の意。

⑥ 「蓋」は、覆いのこと。

⑦ 「后稷」は周の始祖。農官の長となった。『史記』周本紀に、

棄、兒たるの時、屹ちて巨人の志の如し。其の游戲するや、好んで麻・菽を種樹し、麻・菽美し。成人と爲るに及びて、遂に耕農を好み、地の宜を相、宜しく穀すべき者稼穡す。民皆之に法則る。帝堯之を聞き、棄を擧げて農師と爲す。天下は其の利を得、功有り。帝舜曰く、棄、黎民始めて飢ゆ。爾后稷として百穀を播時せよ、と。棄を郤に封じ、號して后稷と曰ふ。（棄爲兒時、屹如巨人之志。其游戲、好種樹麻菽、麻菽美。及爲成人、遂好耕農、相地之宜、宜穀者稼穡焉。民皆法則之。帝堯聞之、擧棄爲農師。天下得其利、有功。帝舜曰、棄、黎民始飢。爾后稷播時百穀。封棄於郤、號曰后稷）

とある。しかし、后稷と雨を求めることとの関係はよくわからない。

⑧ 「母飽」は、蘇輿は、『通典』卷四十三の注に、

母、音は模、禮には之を淳母と謂ふ。飽、音は移、周禮に飽食と曰ふ。（母、音模、禮謂之淳母。飽、音移、周禮曰飽食）

とあるのを引き、『校釋』は、『禮記』内則に、

淳母は、醢を煎りて黍食の上に加へ、之に沃ぐに膏を以てするを淳母と曰ふ。(淳母、煎醢加于黍食上、沃之^{これ}以膏曰淳母)

とあり、その鄭注に「母は讀みて模と曰ふ。模は象なり」(母讀曰模。模象也)とあるのを引くのに従つて、「淳母」の意としておく。「淳母」は、『禮記』内則によれば、醢を煎つて、黍の上にかけて、それに油をまぜたもの。

⑨ 「戊己の日」について、『校釋』は『禮記』月令「其日戊己」の鄭注に、

戊の言たる茂なり。己の言たる起なり。日の行は、四時の間、黃道に従ふ。月之が佐たり。此に至りて萬物は皆枝葉茂盛し、其の含秀する者、抑屈して起つ。故に因りて以て日の名と為す。(戊之言茂也。己之言起也。日之行四時之間、從黃道。月爲之佐。至此萬物皆枝葉茂盛、其含秀者、抑屈而起。故因以爲日名焉)

とあるのを引く。これによれば「戊」は「茂る」、「己」は「起つ」の意で、この時期、万物は繁茂し芽が立ち上がることを意味する。

⑩ 『禮記』月令の季夏の「其數五」の鄭注に、

土の生数は五、成數は十。但だ五と言へるのみなるは、土は生を以て本と爲せばなり。(土生數五、成數十。但言五者、土以生爲本)。

とある。土の場合は、生数の五を本として表現するという。

⑪ 「老者五人」については、宋本以下、「老者」の二字がない版本が多い。

兪樾は、意味上、この二字はない方がよいとする。その根拠として二点指摘する、一つは冬に「老者六人」とあり、季夏にも「老者」を用いることはできないということ。二つめに、「舞う」者は、春は「小童」、夏は「壯者」、秋は「鰥者」、冬は「老者」とあるようにすべて民間の者であり、一方「立つ」者は、春は「田畜夫」、夏は「司空畜夫」、秋は「司馬」、冬は「尉」とあるように、すべて在官の者である。ところが、この季夏だけが、「立つ」者が「老者」という民間の者であるというのは義にあわないという。そこで兪樾は「老者」を削除して「五人」だけとし、直前の「舞う」

五人のことを指すとす。

一方、劉師培は、「老者五人」とは、『漢書』酷吏列伝の尹賞伝に見える「父老伍人」、『韓非子』外儲説右下に見える「五老」の意味だとし、「五老」は郷官で閭師の属とする。『韓非子鞫補』(『劉申叔先生遺書』所収)。

『校釋』は、唐以前の古本には並びに「老者」の二字があり、かつ冬に「老者」を用いるからといって「季夏」に用いてはならないという根拠はないとして兪樾の説を否定し、劉師培の説を是とする。ここでは、劉師培、『校釋』に従い、このままにしておく。

⑫ この第三節は、「男子は五日間市場に入ることができない」「繪五本」「母鮑五杯」「龍の長さ五丈」「小龍の間隔五尺」「池の広さ方五尺」あるように、五行における土は中央に置かれ、生数五を基本としている。

【現代語訳】

季夏に(雨を求める場合は、山陵に祈つて(旱を)助ける。県邑に十日ごと一回、市場を村の南門の外に移動させる。庶民は中霤を祭る。土木工事を執り行つてはならず、巫女を市場の傍らに集め、巫女のために覆いを設ける。四方に通じる壇を邑の中央に作り、黄色の布五本を立てる。祭る神は后稷、祭るには母鮑五碗、玄酒を用い、清酒とほし肉を供える。祝は三日間身を清め、黄色の衣を着る。皆いづれも春の祭りのように行う。戊・己の日に、大きな黄色の龍一体を作る。長さ五丈で、中央に据える。さらに小さな龍四体を作る。それぞれ長さは二丈五尺で、(大きな龍と同じく)中央に置く。すべて南に向き、その間隔は五尺。丈夫が五人、皆、三日間身を清め、黄色い衣を着てそこで舞う。老者五人も同様に、三日間身を清め、黄色い衣を着てそこに立つ。同様に村の社中を、村の外の溝に通じるようにする。蝦蟇には池の広さは五尺四方で、深さ一尺。その他は皆、前と同様に行う。

四

秋暴巫至九日。無舉火事、無煎金器。家人祠門。爲四通之壇於邑西門之外。方九尺、植白繪九。其神少昊、祭之以桐木魚九玄酒、具清酒膊脯。「祝齋三日」①、衣白衣。他如春。以庚辛日、爲大白龍一。長九丈、居中央。爲小龍八。各長四丈五尺、於西方。皆西鄉、其間相去九尺。鰥者九人、皆齋三日、服白衣而舞之。司馬亦齋三日、衣白衣而立之。蝦蟇池方九尺、深一尺。他皆如前。

【校記】

① 「祝齋三日」 蘇輿及び『校釋』に従い、「祝齋三日」の四字を補う。

【書き下し文】

秋は巫・厄を暴すこと九日に至る。火事①を擧ぐる事無く、金器を煎る無し。家人は門を祠る②。四通の壇を邑の西門の外に爲る。方九尺にして、白繪九を植つ。其の神は少昊③、之を祭るに桐木魚九④・玄酒を以てし、清酒・膊脯を具ふ。祝は齋すること三日にして、白衣を衣る⑤。他は春の如し。庚辛の日⑥を以てし、大白龍一を爲る。長さ九丈にして、中央に居る。小龍八を爲る。各おの長さ四丈五尺にして、西方に於いてす。皆西に郷ひ、其の間相去ること九尺。鰥者九人⑦、皆齋すること三日、白衣を服して之に舞ふ。司馬⑧も亦齋すること三日、白衣を衣て之に立つ。蝦蟇には池は方九尺、深さ一尺。他は皆前の如し。⑨

【注】

① 「火事」とは、火を使うこと。次句の「金器を煎る無し」もそのひとつである。

凌曙は、『漢書』昭帝紀の始元六年「夏旱すれば、大いに雩す。火を擧ぐるを得ず」の注に、

臣瓚曰く、火を擧ぐるを得ざるは、陽を抑へ陰を助くるなり（臣瓚曰、不得舉火、抑陽助陰）

とあるのを引く。

② 「門を祠る」やり方について、凌曙は『禮記』月令「其の祀は門、祭るときは肝を先にす」の鄭注に、

秋は陰氣出づ。之を門外の陰に祀るなり。之を祀るに先づ肝を祭るは、秋を陰中と爲す。藏に於いて肝に直る。肝を尊しと爲すなり。前門の誤りか）を祀るの禮は、北面して主を門の左樞に設く。乃ち肝及び

肺・心を制きて俎と爲し、主の南に奠む。又盛を俎の東に設く。其の他は皆竈を祭るの禮の如くす。（秋陰氣出。祀之於門外陰也。祀之先祭肝者、秋爲陰中。於藏直肝。肝爲尊也。祀前之禮、北面設主於門左

樞。乃制肝及肺心爲俎、奠于主南。又設盛于俎東。其他皆如祭竈之禮）

とあるのを引く。

③ 「少昊」については、『校釋』は『禮記』月令の孟秋の月に「秋、其の帝は少皞」とあるのを引く。

④ 「桐木魚」は、桐で作った木魚。蘇輿は、『初學記』二、「御覽」十一並びに引く『淮南子』に「董仲舒の雨を請ふに、秋は桐木魚を用ふ」とあるのを引く。また『校釋』は、『藝文類聚』八十八、『御覽』九五六に引く董仲舒「請雨書」に「秋は桐木魚九枚を以てす」とあるのを引く。

⑤ 「白衣」の「白」について、凌曙は、『群經音辨』に「白は、西方の色なり」とあるのを引く。

⑥ 「庚辛の日」について、『校釋』は『禮記』月令の孟秋の月の「其の日は庚辛」の鄭注に、

庚辛の鄭注に、

庚の言たる更なり。辛の言たる新なり。日の行、秋は西のかた白道に
 従ひ、萬物を成熟す。月これが佐たり。萬物皆肅然として更あらたまり、秀
 實新たに成る。又因りて以て日の名と爲す。(庚之言更也。辛之言新
 也。日之行、秋西従白道、成熟萬物。月爲之佐。萬物皆肅然更、秀實
 新成。又因以爲日名焉)

とあるのを引く。これによれば「庚」は「更(あらためる)」の意、「辛」は
 「新(あたらしい)」の意であるとし、万物がおごそかに更まり、新たに実
 を成すことを意味するという。

⑦ 「鰥者九人」について、凌曙は『禮記』月令・孟秋の「其數九」の鄭注
 に、

金、生數は四、成數は九。但だ九と言へるのみなるは、亦其の成數を
 擧ぐればなり。(金生數四、成數九。但言九者、亦擧其成數)

とあるのを引く。本節は「九」という數字を基本とする。前節でも述べた
 ように、五行の數に基づく。秋は、五行では西方で金に属し、金の成數は
 「九」である。

「鰥」は、老いて妻のいない者を言う。『孟子』梁惠王篇に、「老いて妻
 無きを鰥と曰ふ。」とある。また『校釋』は、『釋名』釋親屬に、

妻無きを鰥と曰ふ。鰥は昆なり。昆は明なり。目は恒つねに鰥鰥然たり。
 故に其の字は魚に従ふ。魚の目は恒つねに閉ぢざる者なり。(無妻曰鰥。

鰥、昆也。昆、明也。目恒鰥鰥然也。故其字從魚。魚目恒不閉者也)
 とあるのを引く。

⑧ 「司馬」は、軍事を司る官名。

⑨ この第四節は、「九日間巫女・痾僕の人を日にさらす」「壇の大きさが方
 九尺」「繪九本」「桐きで作った木魚九枚」「龍の長さ九丈」「小龍の間隔九尺」
 「鰥者九人」「池の広さ方九尺」とあるように、金の成數九を基本としてい
 る。

【現代語訳】

秋に(雨を求めるとき)は、火を使うことを執り行うことなく、金属の器を
 煮てはならない。庶民は門を祭る。四方に通じるで、白色の布を九本立てる。
 祭る神は少昊、祭るには桐き(で作った)木魚九枚、玄酒を用いて、清酒・ほし
 肉を供える。白色の衣を着る。その他は春のとくと同様に言う。庚・辛の日
 を用いて、大きな白色の龍りゆう一体を作る。長さは九丈で、(県邑の)中央に据え
 る。小さな龍八体を作る。それぞれ長さは四丈五尺で、(大きな龍の)西方に
 置く。すべて西に向き、その間隔は九尺。やもめが九人、皆、三日間身を清
 め、白い衣を着てそこで舞う。司馬も同様に三日間身を清め、白い衣を着て
 そこに立つ。蝦が墓まには池は九尺四方、深さ一尺。その他はいずれも前と同様
 である。

五

冬舞龍六日。禱於名山以助之。家人祠井。無壅水、爲四通之壇於邑北門之
 外。方六尺、植黒繪六。其神玄冥、祭之以黒狗子六玄酒、具清酒膊脯。祝齋
 三日、衣黒衣、祝禮如春。以壬癸日、爲大黒龍一。長六丈、居中央。又爲小
 龍五。各長三丈、於北方。皆北郷、其間相去六尺。老者六人、皆齋三日、衣
 黒衣而舞之。尉亦齋三日、服黒衣而立之。蝦が墓ま池、皆如春。

【校記】

なし

【書き下し文】

冬は龍に舞ふこと六日①。名山に禱りて以て之を助く。家人は井を祠る②。水を壅ぐこと無く、四通の壇を邑の北門の外に爲る。方六尺にして、黒繪六を植つ。其の神は玄冥③、之を祭るに黒狗子六・玄酒を以てし、清酒・膊脯を具ふ。祝は齋すること三日、黒衣を衣て、祝禮は春の如し。壬癸の日④を以て、大黒龍一を爲る。長さ六丈にして、中央に居る。又小龍五を爲る。各おの長さ三丈にして、北方に於いてす。皆北に郷ひ、其の間相去ること六尺。老者六人、皆齋すること三日、黒衣を衣て之に舞ふ。尉⑤も亦齋すること三日、黒衣を服して之に立つ。蝦蟇の池、皆春の如し。⑥

【注】

① 「六日」の「六」について、『校釋』は『禮記』月令の孟冬の月の「其數六」の鄭注に、

水、生數は一、成數は六。但だ六と言へるのみなるは、亦其の成數を擧ぐ。(水生數一、成數六。但言六者、亦擧其成數)

本節は「六」という数字を基本とする。五行の數に基づき、冬は、五行で北方で水に属し、水の成數は「六」である。

② 「井を祠る」とあるが、『禮記』月令の孟冬の月には、「其の祀は行」とあり、道路の神を祀るとある。

③ 「玄冥」について凌曙は、『五行記』に「顯頊を玄冥と爲す」とあり、『御覽』に引く『漢舊儀』に、

五祀を祠るは五行を謂ふ。金・木・水・火・土なり。木正には句芒と曰ひ、火正には祝融と曰ひ、金正には蓐收と曰ひ、水正には玄冥と曰ひ、土正には后土と曰ふ。皆古聖の能く治むるに、五行を成して功有る者なり。(祠五祀、謂五行。金、木、水、火、土也。木正曰句芒、火正曰祝融、金正曰蓐收、水正曰玄冥、土正曰后土。皆古聖能治成五行有功者也)

とあるのを引く。

また、『禮記』月令の孟冬の月の「其神玄冥」の鄭注に、

玄冥は少皞氏の子にして、脩と曰ひ、熙と曰ふ。水官と爲る。(玄冥少皞氏之子、曰脩、曰熙。爲水官)

とあり、『風俗通』に「玄冥は、雨師なり」(『藝文類聚』二引く)とあるのを引く。これらによれば、「玄冥」は水官であり、雨師であり、求雨との関連も深いと言えよう。

④ 「壬癸の日」について、『校釋』は『禮記』月令の孟冬之月の「其の日は壬癸」の鄭注に、

壬の言たる任なり。癸の言たる揆なり。日の行、冬は北のかた黒道に従ひ、萬物を閉藏し、月、之が佐たり。時に萬物は下に懷任し、揆然として萌芽す。又因りて以て日の名と爲す。(壬之言任也。癸之言揆也。日之行、冬北從黑道、閉藏萬物、月爲之佐。時萬物懷任於下、揆然萌芽。又因以爲日名焉)

とある。これによれば「壬」は「任(はらむ)」の意、「癸」は「揆(はかる)」の意であるとし、万物が下方に懷任し、萌芽を準備していることを意味するということ。

⑤ 「尉」は軍事、警察、刑罰を司る。『漢書』卷十九百官公卿表に「廷尉は秦官なり」とあり、顔師古注に、

應劭曰く、獄を聽くに必ず諸を朝廷に質し、衆と之を共にし、兵の獄も制を同じくす。故に廷尉と稱す。(應劭曰、聽獄必質諸朝廷、與衆共之、兵獄同制。故稱廷尉)

⑥ この第五節は、「六日間、龍に対して舞う」「壇の大きさが方六尺」「繪六本」「黒い狗の子六匹」「龍の長さ六丈」「小龍の間隔は六尺」「老者が六人」とあるように、水の成數六を基本としている。

【現代語訳】

冬に(雨を求める場合)は、六日間、龍に対して舞う。名山に祈って(旱を)助ける。庶民は井戸を祭る。水の流れを塞いではならず、四方に通じる壇を村の北門の外に作る。六尺四方で、黒色の布を六本立てる。祭る神は玄冥、祭るには黒い狗の子六匹、玄酒を用い、清酒・ほし肉を供える。祝は三日間身を清め、黒色の衣を着て、祝の礼は春のときのように行う。壬・癸の日を用いて、大きな黒色の龍一体を作る。長さは六丈で、(県邑の)中央に据える。さらに小さな龍五体を作る。それぞれ長さ三丈で、(大きな龍の)北方に置く。すべて北に向き、その間隔は六尺。老者が六人、皆三日間身を清め、黒色の衣を着てそこで舞う。尉も同様に三日間身を清め、黒色の衣を着てそこに立つ。蝦蟇の池については、いずれも春のときと同様にする。

六

四時皆以水日、爲龍必取潔土、爲之結蓋、龍成而發之。四時皆以庚子之日、令吏民夫婦皆偶處。凡求雨之大體、丈夫欲藏匿、女子欲和而樂。

【校記】

なし

【書き下し文】

① 四時皆水日①を以てし、龍を爲るには必ず潔土を取り、之が爲に蓋を結び
② 龍成りて之を發く。四時皆庚子の日③を以てし、吏民夫婦をして皆偶處せしむ。凡そ雨を求むるの大體、丈夫は藏匿せんと欲するも、女子は和して
樂しまんと欲す④。⑤

【注】

① 「水日」については第一節注②参照。十干「甲乙丙丁戊己庚辛」で五行の「水」に相当する「壬の日・癸の日」を指すと思われる。なお、「四時皆」とあるが、本文では、春と夏には「水日」の語が見えるものの、その他の季節には「水日」の語は見えない。

② 蘇輿、『校釋』は、土龍の作成と求雨との関係を記述した文を多く引いている。参考に資するため主なものを掲げておく。

『文選』第四十二卷「應休璉、廣川の長岑文瑜に與ふるの書」に、「土龍は首を玄寺に矯げ、泥人は鶴のごとく闕里に立つ」(土龍矯首於玄寺、泥人鶴立於闕里)とあり、その注に引く『淮南子』説山訓に、

聖人の物を用ふるや、朱絲を用ひて芻狗を約するが若く、土龍を爲りて以て雨を求むるが若し。芻狗には之を待ちて福を求め、土龍には之を待ちて食を得。(聖人用物、若用朱絲約芻狗、若爲土龍以求雨。芻狗待之而求福、土龍待之而得食)

とあり、その高誘注に、

土龍は雨を致し、雨ふりて穀を成す。故に土龍の神を待ちて穀食を得。(土龍致雨、雨而成穀。故待土龍之神而得穀食)

『淮南子』齊俗訓に「譬へば芻狗・土龍の始めて成るが若し」(譬若芻狗土龍之始成)とあり、その許慎注に、

芻狗は、芻を束ねて狗と爲し、以て過ちを謝して福を求め、土龍は以て雨を請ふ。(芻狗、束芻爲狗、以謝過求福、土龍以請雨)

『山海經』卷九大荒東經に、

大荒の東北隅中に、山有り、名づけて凶犁土丘と曰ふ。應龍、南極に處り、蚩尤と夸父とを殺し、復た上るを得ず。故に下、數しば早す。早せしとき應龍の状を爲すに、乃ち大いに雨ふるを得たり。(大荒東

北隅中、有山、名曰凶犁土丘。應龍處南極、殺蚩尤與夸父、不得復上。故下數旱。旱而爲應龍之狀、乃得大雨。

『廣雅』釋魚に「翼有るを應龍と曰ふ」とあり、その郭璞注に、

今の土龍は此に本づく。氣、自然に應じて冥感し、人の能く爲す所に非ざるなり。(今之土龍本此。氣應自然冥感、非人所能爲也)

『論衡』亂龍篇に、

董仲舒、春秋の雩を申べ、土龍を設けて以て雨を招く。其の意は雲龍を以て相致すなり。易に曰く、雲は龍に従ひ、風は虎に従ふ、と。類を以て之を求む。故に土龍を設く。陰陽、類に従ひ、雲雨は自づから至る。(董仲舒申春秋之雩、設土龍以招雨。其意以雲龍相致。易曰、雲從龍、風從虎。以類求之。故設土龍。陰陽從類、雲雨自至)

同じく『論衡』亂龍篇に、

仲舒は覽見深鴻にして、事を立つるに妄ならず、土龍を設くるの象、果して状有るなり。(仲舒覽見深鴻、立事不妄、設土龍之象、果有状也)

『論衡』死爲篇に、

董仲舒の雨を請ふの法は、土龍を設けて以て氣を感ぜしむ。夫れ土龍は實に非ざれば、雨を致す能はず。仲舒、之を用ひて精誠を致すは、物の僞真を顧みざるなり。(董仲舒請雨之法、設土龍以感氣。夫土龍非實、不能致雨。仲舒用之致精誠、不顧物之僞真也)

『論衡』定賢篇に、

董仲舒、土龍の能く雲雨を致すを信ず。蓋し亦以有るなり。(董仲舒信土龍之能致雲雨。蓋亦有以也)

『論衡』亂龍篇の注に、

案書篇に云ふ、孔子の終論は仲舒の言に定まる。其の雩を脩め龍を治むるは、必ず將に義有らんとす。未だ怪しむべからざるなり。(案書篇云、孔子終論、定於仲舒之言。其脩雩治龍、必將有義。未可怪也)

『白孔六帖』二、『初學記』二に引く『淮南子』説山訓「土龍、雨を致す」の許慎注に、

湯、早に遭ひ、土龍を作りて以て龍を象る。雲は龍に従ふ。故に雨を致すなり。(湯遭旱、作土龍以象龍。雲從龍。故致雨也)

とあるなどである。

③ 「庚子の日」について、董天工『校釋』引は、「庚」は「金」、「子」は「水」であり、「金は水を生ず」ということから、四時の求雨の日には、「庚子の日」を用いたという。

④ 凌曙は、『樂稽耀嘉』に、

凡そ雨を求むるに、男女和して樂しまんと欲す(凡求雨、男女欲和而樂)

とあるのを引くが、これは本篇とは内容的に異なる。男は身を隠そうとし、(閉陽)、女は和らぎ樂しもうとする(開陰)ことが重要である。これは『漢書』董仲舒伝に「雨を求むるに、諸陽を閉ぢ、諸陰を縦にす」とあるのと一致すると言えよう。

⑤ 盧文弨は、この下に、もと「神農書又曰、開神山神淵、積薪、夜擊鼓、譟而燔之、爲其早也」の二十三字が有るといふ。『校釋』は『神農書』は『繁露』とは別の書物であるとする。

【現代語訳】

春夏秋冬いずれも水の日を用い(て雨を求め)、龍を作るには必ず清らかな土を取り、龍を作るために覆いを設け、龍が完成すると覆いはずす。春夏秋冬いずれも庚・子の日を用いて、役人も庶民もどちらも夫婦いっしょにいさせ。凡そ雨を求める骨子は、男は身を隠そうとするが、女は和らぎ樂しもうとする(ことである)。

止雨第七十五

本篇は、雨が多すぎる場合に雨を止めさせる具体的な方法について述べており、「求雨第七十四」と一对のものと考えてよいであろう。しかし、「求雨篇」が季節ごとに具体的方法を記述し、その内容も季節ごとに異なっているのに対し、この「止雨篇」では、「その季節の衣を着る」ということのほかに季節ごとの異なりは読み取れない。

第一節では、雨を止ませる方法が具体的に述べられる。その骨子は「求雨」とは逆で、本文中の「陽を開きて陰を閉づ」が示すように「陽」の活動を活発にし、「陰」の活動を抑制することである。そのことは「女は身を隠そうとする(閉陰)が、男は和らぎ楽しもうとする(開陽)」という男女の具体的なありように繋がっている。『漢書』董仲舒伝に「雨を求むるに、諸陽を閉ぢ、諸陰を縦ほしにす。其の雨を止むるときは是に反す」とあるのと一致する。

第二節でも主旨は第一節と同じで、雨を止ませる方法は「陰を廢して陽を起こす」ことにある。この節は「江都の相仲舒、内史中尉に告ぐ」というところから始まっており、董仲舒自体が文中に登場することは、別の意味で興味深いことと言えよう。

一

雨太多。令縣邑以土日塞水瀆、絶道蓋井、禁婦人不得行入市。令縣鄉里皆掃社下。(縣邑若丞合)〔縣邑令若丞〕①史嗇夫三人以上、祝一人。鄉嗇夫若吏三人以上、祝一人。里正父老三人以上、祝一人。皆齋三日、各衣時衣。具豚一、黍鹽美酒財足、祭社。擊鼓三日而祝。先再拜、乃跪陳。陳已、復再拜、乃起。祝曰、嗟、天生五穀以養人。今淫雨太多、五穀不和。敬進肥性清酒、

以請社靈。幸爲止雨、除民所苦、無使陰滅陽。陰滅陽、不順於天。天之(常意)〔意常〕②在於利人。人願止雨。敢告於社。鼓而無歌。至罷乃止。凡止雨之大體、女子欲其藏而匿也、丈夫欲其和而樂也。開陽而閉陰、闔水而開火。以朱絲繫社十周。衣赤衣赤幘。三日罷。

【校記】

- ① 「合」 宋本に従って「令」に改め、かつ陶鴻慶に従い、「令」を「縣邑」の下に置く。陶鴻慶の示す根拠は以下の通り。『史記』商君列伝に「小(都)郷邑聚を集めて縣と爲し、令・丞を置く」、『史記』項羽本紀に「陳嬰は、故東陽の令史なり」とあり、また晋灼が引く『漢儀』注に「令史曰令史、丞史曰丞史」とあり、「丞」「史」がいずれも県令の属吏であるから、ここでは「丞令史」と表現すべきではないとする。さらに第二節の「書到即起、縣社令長若丞・尉・官長」と、この「縣邑令若丞・史・嗇夫三人以上、祝一人」「郷嗇夫・若吏三人以上、祝一人。里正・父老三人以上、祝一人」とは文の作りも同一となるという。今、是に従う
- ② 「常意」 蘇輿に従い、「意常」の誤倒とする。本篇二節にも同様の文があり、そこでは「意常」となっている。

【書き下し文】

止雨第七十五①

雨太多はなは多し。縣邑をして土の日②を以て水瀆③を塞ふさぎ、道を絶ち井を蓋おほひ、婦人を禁じて行きて市に入るを得おざらしむ。縣鄉里をして皆社の下を掃はらはしむ。縣邑の令、若おび丞④・史⑤・嗇夫三人以上、祝一人⑥。郷の嗇夫、若おび吏三人以上に、祝一人。里正・父老三人以上に、祝一人。皆齋すること三日、各おの時衣⑦を衣きる。豚一を具そなへ⑧、黍・鹽・美酒は財わづか⑨にして足り、

社を祭る。鼓を撃つこと三日にして祝す。先づ再拜し、乃ち跪きて陳ぶ。陳ぶること已みて、復た再拜し、乃ち起つ。祝日はく、「嗟、天は五穀を生じて以て人を養ふ。今淫雨太だ多く、五穀和せず。敬んで肥牲・清酒を進めて、以て社靈に請ふ。幸くは雨を止むるを爲し、民の苦しむ所を除き、陰をして陽を滅ぼさしむること無かれ。陰の陽を滅ぼすは、天に順ならず。天の意は常に、人を利するに在り。人、雨を止むるを願ふ。敢へて社に告ぐ」⑩と。鼓するも歌ふこと無し⑪。罷むに至りて乃ち止む。

凡そ雨を止むるの大體は、女子は、其の藏して匿さんと欲するも、丈夫は其の和して樂しまんことを欲するなり⑫。陽を開きて陰を閉ぢ、水を闔ぢて火を開く⑬。朱絲を以て社を祭らすこと十周⑭。赤衣赤幘を衣る⑮。三日にして罷む。

【注】

① 「止雨」については『漢書』董仲舒伝に、

仲舒の國を治むるや、春秋の災異の變を以て陰陽の錯行する所以を推す。故に雨を求むるに、諸陽を閉ぢ、諸陰を縱にす。其の雨を止むるときは是に反す。(仲舒治國、以春秋災異之變推陰陽所以錯行。故求雨、閉諸陽、縱諸陰。其止雨反是)

とあり、雨を求める方法とは逆の方法を用いるという。「董仲舒伝」の表現を借りれば「諸陰を閉ぢ、諸陽を縱にす」ること。本文中には「陽を開きて陰を閉づ」とある。

『校釋』は『西京雜記』卷一に、
京師に大水あるときは、山川を祭りて以て雨を止む。丞相御史二千石は禱祠す。雨を求むるの灋の如し。(京師大水、祭山川以止雨。丞相御史二千石禱祠。如求雨灋)
とあるのを引く。

② 「土の日」については、本訳注稿「求雨第七十四」第一節の注②でも述べたが、「土」は五行のそれであろう。従つて「土の日」とは、十干「甲乙丙丁戊己庚辛壬癸」で「土」に相当する「戊の日・己の日」を指すと思われる。

③ 「水瀆」は水の流れる溝。『説文』に、
瀆は溝なり。水に从ひ、賣の聲。一に曰く、邑中には溝と曰ふ。(瀆、溝也。从水賣聲。一曰邑中曰溝)
とある。

④ 「丞」は、県令の属官でその補佐役とする。『漢書』卷九上「百官公卿表第七上」に、

縣令・長は皆秦の官なり。其の縣を治むるを掌る。萬戸以上には令と爲し、秩は千石より六百石に至る。皆、丞・尉有り。秩は四百石より二百石に至る。是を長吏と爲す。(縣令・長、皆秦官。掌治其縣。萬戸以上爲令、秩千石至六百石。皆有丞尉。秩四百石至二百石。是爲長吏)
とある。

⑤ 「令史」は、県令の属吏で文書全般を司る。陶鴻慶は、『史記』項羽本紀に「陳嬰は、故東陽の令史なり」とあり、また晋灼が引く『漢儀』注に「令吏曰令史、丞吏曰丞史」とあるのを引き、県令の属官とする。

⑥ 「祝」は、祈りの言葉を告げる者。本訳注稿「求雨第七十四」第一節の注⑩参照。凌曙は、『群經音辨』に「祝は、祭主にして、辭を贊ぐる者なり」とあるのを引く。ただ、「祝一人」を「令、丞、令史、嗇夫三人以上」の中から選出するかどうかは、よくわからない。一応「県邑の令、および丞・史・嗇夫三人以上で、祝一人」とあいまいな訳をしたが、『校釋』は「丞、令史、嗇夫三人以上」の中から一人を選んで「祭祀」とするといふ。下文の「郷嗇夫・若吏三人以上、祝一人」「里正・父老三人以上、祝一人」も同様である。

- ⑦ 「時衣」とは、季節ごとに着る衣のこと。凌曙は「春は蒼、夏は赤、秋は黄、冬は黒なり」という。本篇では、唯一、季節ごとの違いが読み取れる箇所である。
- ⑧ 「豚」は、ぶた。凌曙は『方言』に「豚は、猪の子なり」とあるのを引く。
- ⑨ 「財」は、わずかの意。『校釋』は「財」は「才」に通ずという。
- ⑩ 祝の祈りの言葉について、蘇輿は「求雨」のときとほぼ同じであるという。また蘇輿は『繁露』郊祀第六十九に所謂「人心、天、尤むる無きを庶命・郊事對・執贄・山川頌篇」高松工業高等専門学校研究紀要紀要42号参照のことだという。郊祀篇では、天子は自分のために祈らずに、万物の生長のために祈るのであり、それは天からのとがめがないことを期待していることであると述べられている。この祝の言葉も、その精神は郊祀篇の天子の言葉と共通していると言える。
- ⑪ 「歌」について、『校釋』は『釋名』釋樂器に、
人の聲を歌と曰ふ。歌は柯なり。歌ふ所の言は是れ其の質なり。聲を以て吟詠するに上下有るは、草木の柯葉有るが如きなり。(人聲曰歌。歌、柯也。所歌之言是其質也。以聲吟詠有上下、如草木之有柯葉也)とあるのを引く。
- ⑫ ここは、本訳注稿「求雨第七十四」第六節の「凡そ雨を求むる大體、丈夫は藏匿せんと欲するも、女子は和して楽しまん」と内容的には逆になる。
- ⑬ 「闔」は、閉じるの意。『説文』では「門の扉」とする。
凌曙は『漢書』董仲舒伝(本節注①に引用)の顔師古注に、
謂へらく、南門を閉ざし、火を擧ぐるを禁ず、及び北門を開く、水、人を灑ぐの類の若き、是なり。(謂若閉南門、禁擧火、及開北門、水灑人之類、是也)
- ⑭ とあるのを引く。
⑮ 「朱絲を以て社を祭らすこと十周」について、蘇輿は、『通典』卷四十三に、
成帝の五年六月、始めて諸官に命じて雨を止ましむ。朱繩は乃ち社に祭らせ、鼓を撃ちて之を攻む。(成帝五年六月、始命諸官止雨。朱繩乃祭社、擊鼓攻之)とあり、その注に
干寶曰く、朱絲、社に祭らす。社は太陰なり。朱は火色なり。絲は離るるを屬く。天子は鼓を社に伐ちて、群陰を責むるなり。諸侯は幣を社に用ひて、上公に請ふなり。鼓を朝に伐つは、退きて自ら責むるなり。此れ聖人厭勝するの術なり、と。(干寶曰、朱絲祭社。社、太陰也。朱、火色也。絲屬離。天子伐鼓於社、責群陰也。諸侯用幣於社、請上公也。伐鼓於朝、退自責也。此聖人厭勝之術)とあるのを引く。これによれば「朱絲(赤い糸)」を社に巡らすのは、「朱」は「火の色」であるから、それによって「群陰」を責めるためであるという。
また『御覽』五百二十六に引く『漢舊儀』に、
(五儀)元年、儒術、董仲舒の雨を請ふの事を施行せんことを奏し、始めて丞相以下に令して雨雪を求めしむ。城南を曝し、童女を舞はしめ、天神五帝に禱る。(成帝)五年、始めて諸官に令して雨を止ましむ。朱繩は社に祭らせ、鼓を撃ちて之を助くと。(五儀)元年、儒術奏施行董仲舒請雨事、始令丞相以下求雨雪。曝城南、舞童女、禱天神五帝。(成帝)五年、始令諸官止雨。朱繩祭社、擊鼓助之)とあるのを引き、董仲舒が始めて「求雨」「止雨」を実行した時のことを示す。
- ⑯ 「赤幘」について、劉師培は『宋書』禮志二に載せる徐道娛表に、
董仲舒『止雨書』に曰く、其れ事を執るに皆赤幘す。(董仲舒止雨書

曰、其執事皆赤幘)

とあるのを引き、冠をしない服装であることを知るといふ。

また『校釋』は、『御覽』六八七に、

董仲舒『止雨書』に曰く、事執る者は赤幘す。(董仲舒止雨書曰、執事者赤幘)

とあるのを引く。

【現代語訳】

雨が甚だしく多いとき。県邑に土の日に水路を塞ぎ、道を遮断し井戸を覆い、婦人には行つて市場に入ることができないように禁じる。県郷里には皆社の下を掃除させる。県邑の令、および丞・史・畜夫三人以上で、祝一人。郷の畜夫、および吏三人以上で、祝一人。里正・父老三人以上で、祝一人とする。皆、三日間身を清め、それぞれその季節の衣を着る。豚一頭を供え、黍・塩・美酒はわずかで足り、社を祭る。三日間つづみをたたいて祈る。先ず再拝し、そうして跪いて述べる。述べ終わると、再び再拝し、そうして立ち上がる。祝が言う、「ああ、大いなる天は、五穀を生みなして人を養つてくださる。今、雨が甚だしく降り続き、五穀が調和しません。謹んで肥性・清酒をお進めして、社の神にお願いします。願わくば雨を止め、民の苦しむことを取り除き、どうか陰に陽を滅ぼさせることがありませんように。陰が陽を滅ぼすのは、天の意になつていません。天の意は常に、人を豊かにすることにあります。人々は、雨が止むことを願っています。敢えて社に申し上げます」と。つづみをたたくが歌うことはしない。雨がやむと、そこでやめる。

凡そ雨を求める骨子は、女は身を隠そうとするが、男は和らぎ楽しもうとする(ことである)。陽を開いて陰を閉じ、水を閉じて火を開く。赤い糸で社を十周巡らせる。赤色の衣・赤色の頭巾を身につける。三日間で止める。

二

二十一年八月甲申、朔。丙午、江都相仲舒告内史中尉。陰雨太久、恐傷五穀。趣止雨。止雨之禮、廢陰起陽。書十七縣八十(離)①郷、及都官吏千石以下、夫婦在官者、咸遣婦歸。女子不得至市、市無詣井、蓋之勿令泄。鼓用牲于社。祝之曰、雨以太多、五穀不和、敬進肥牲、以請社靈。社靈、幸爲止雨、除民所苦、無使陰滅陽。陰滅陽、不順於天。天意常在於利民。〔民〕②願止雨。敢告、鼓用牲於社、皆壹以辛亥之日。書到即起、縣社令長、若丞尉官長、各城邑社畜夫里吏正里人皆出、至於社下、餽而罷。三日而止。未至三日、天曜亦止。

【校記】

- ① 「離」 蘇輿、及び冒廣生(『校釋』引)に従つて衍字として削除する。
② 「民」 陶鴻慶に従い、「民」字を補う。

【書き下し文】

二十一年①八月甲申、朔。丙午、江都の相仲舒、内史・中尉②に告ぐ。陰雨太だ久しくして、五穀を傷つけんことを恐る。趣やかに雨を止めよ。雨を止むるの禮は、陰を廢して陽を起こす③。十七縣、八十郷、及び都の官吏千石以下に書して、夫婦の官に在る者は、咸婦をして歸らしむ。女子は市に至るを得ず④、市にて井に詣る無く、之に蓋して泄れしむる勿かれ。鼓して牲を社に用ふ。之に祝して曰はく、「雨は以に太だ多く、五穀和せず、敬んで肥牲を進め、以て社靈に請ふ。社靈、幸くは雨を止むるを爲し、民の苦しむ所を除き、陰をして陽を滅ぼさしむること無かれ。陰の陽を滅ぼすは、天に

順ならず。天意は常に民を利するに在り。民、雨を止むるを願ふ。敢へて告ぐ」と。鼓して牲を社に用ふるは、皆壹ら辛亥の日⑤を以てす。書到れば即ち起ち、縣社の令・長⑥、若び丞・尉⑦、官長、各おの城邑の社の畜夫⑧、里の吏正・里人皆出でて、社の下に至り、舖して⑨罷む。三日にして止む。未だ三日に至らずして、天暉るれば亦止む。⑩

【注】

① 「二十一年」について、蘇輿は武帝の二十一年で元狩四年とし、この時董仲舒は職を免ぜられて家居していたという。しかし、劉師培は江都易王の二十一年とし、『校釋』も劉説を是とする。

② 『校釋』は「内史」の用例として『漢書』循吏伝に、
惟だ江都の相董仲舒・内史公孫弘・兒寛、官に居るの紀すべきなり。
(惟江都相董仲舒、内史公孫弘、兒寛、居官可紀)

とあるのを引く。凌曙は『漢書』百官公卿表に、
内史は周の官なり。秦之に因る。京師を治むるを掌る。中尉は秦の官なり。京師を徹巡するを掌る。武帝太初元年、名を執金吾に更む。
(内史、周官。秦因之。掌治京師。中尉、秦官。掌徹巡京師。武帝太初元年、更名執金吾)

とあるのを引く。これによれば「内史」は都の政治を職掌とし、「中尉」は都の警護を職掌とする。

③ 「陰を廢して陽を起す」に対応する語として、「求雨第七十四」には「夏」の箇所に「陰を開き陽を閉づ」とある。

④ 「女子は市に至るを得ず」に対応する語として、「求雨第七十四」には「季夏」の箇所に「五日は男子を禁じて行きて市に入るを得ること無からしむ」とある。

⑤ 「辛亥の日」について、董天工(『校釋』引)は「社は陰なり。鼓は陽な

り。鼓して牲を社に用ふるは、陰中の陽を起す所以なり。故に辛亥の日を以てするなり」というが、「辛亥の日」であることの理由はよくわからない。

⑥ 「令・長」は県の長官のこと。凌曙は、『漢書』卷九上百官公卿表第七上に、

縣令・長は皆秦の官なり。其の縣を治むるを掌る。萬戸以上には令と爲し、秩は千石より六百石に至る。皆、丞・尉有り。秩は四百石より二百石に至る。是を長吏と爲す。(縣令・長、皆秦官。掌治其縣。萬戸以上爲令、秩千石至六百石。皆有丞・尉。秩四百石至二百石。是爲長吏)

とあるのを引く。

⑦ 「尉」は軍事、警察、刑罰を司る。本訳注稿「求雨第七十四」の第五節注⑤にも引いたが、『漢書』卷九百官公卿表に「廷尉は秦官なり」とあり、顔師古注に、

應劭曰く、獄を聽くに必ず諸を朝廷に質し、衆と之を共にし、兵の獄も制を同じくす。故に廷尉と稱す。(應劭曰、聽獄必質諸朝廷、與衆共之、兵獄同制。故稱廷尉)

とある。

⑧ 「畜夫」は訴訟、賦税のことを職掌とする。「求雨第七十四」の第一節注

⑩参照。凌曙は、『漢書』卷九百官公卿表に、
大率十里は一亭なり。亭に長有り。十亭は一郷なり。郷に三老・有秩・畜夫・游徼有り。三老は教化を掌り、畜夫は訟を聽くを職とし、賦税を收め、游徼は徼循して賊盜を禁ず。(大率十里一亭。亭有長。十亭一郷。郷有三老・有秩・畜夫・游徼。三老掌教化、畜夫職聽訟、收賦税、游徼徼循禁賊盜)

とあるのを引く。

⑨ 「舖」は食事をするの意。凌曙は「舖、音は逋。申時の食なり」という。

「申時の食」とは午後四時の食事のことか。

⑩ 蘇輿は、『漢書』董仲舒伝に「仲舒の著はす所は、皆經術の意を明かにす。及び上疏條教凡そ百二十三篇」とあるが、本篇のこの節は、その百二十三篇の内の一つであろうといい、後人が佚文を集めて本篇に付け加えたものだという。

【現代語訳】

二十一年八月甲申、朔。丙午、江都の相仲舒が、内史中尉に申し上げた。雨が甚だしく降り続き、五穀を損なうことを恐れます。すぐに雨を止ませましょう。雨を止ませる礼は、陰を退けて陽を起用します。十七縣、八十郷、及び都の官吏千石以下のものに文書して、夫婦で官に就いている場合は、みな婦を家に帰らせます。女子は市場に行くことができず、市場では井戸に行くことが無く、蓋をして（水を）漏れさせてはいけません。つづみをたたいて犠牲を社に用います。（社に）祈って言います、「雨はすでに十分なほど多く降り、五穀が調和しません。謹んで肥牲をお進めして、社の神にお願ひします。社の神よ、願わくば雨を止め、民の苦しむことを取り除き、どうか陰に陽を滅ぼさせることがないように。陰が陽を滅ぼすのは、天の意にかなっていません。天の意は常に人を豊かにすることにあるのです。人々は、雨が止むことを願っています。敢えて社に申し上げます」と。つづみをたたいて犠牲を社に用いるのは、皆、辛亥の日に限ります。文書が到着するとすぐに行動し、県社の令・長、および丞・尉、官長、それぞれの城邑の社の畜夫、里の吏正・里人が、みな出て社の下にやってきて、食事をして終わります。三日間行つて止めます。三日が経過する前に、天が晴れば、同様に止めます。